

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ

平成27年12月21日

1. はじめに

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。【参考資料1参照】

教育・保育施設等における重大事故の発生や再発防止を図るためには、過去の事故情報の共有、教育・保育現場での活用が重要であるが、これまで教育・保育施設等における事故情報の集約及び情報共有は十分に図られていなかった。

死亡事故等の重大事故が発生した場合は、事故状況の分析を行うとともに、事故の再発防止のための留意事項の周知をしていく必要がある。

こうした中、平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、行政（以下、国及び地方自治体を指す）による取組を検討すべきとされた。このため、施設・事業者による対応のみならず、

特に重大な事故についてのプライバシーに配慮した情報の集約

類似の事例が発生することを防止する観点からの当該事故情報の公表、分析・フィードバック（周知）

事故再発防止のための支援や指導監督

等に関する行政の取組の在り方等について検討を行うため、平成26年9月8日付で「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（以下「検討会」という。）」が設置された。【参考資料2参照】

2 . 最終取りまとめに至る経緯

(1) 検討会の開催経過

本検討会は、平成26年9月9日に第1回会合を開催し、以後、平成27年12月21日まで、計8回の検討会を開催した。その間、平成26年11月28日に新制度運用に当たって最低限必要なルールを「当面の課題」と位置付け、重大事故情報の集約の範囲・方法、集約した情報の公表等を中心に検討を進め、中間取りまとめを行った。これまで開催した検討会の議事内容及び中間取りまとめの概要は以下のとおり。

- ・ 第1回検討会（平成26年9月9日）
 - 議事 ・ 教育・保育事故再発防止のためのこれまでの取組について
 - ・ 今後の検討課題及び検討スケジュールについて
- ・ 第2回検討会（平成26年10月14日）
 - 議事 ・ 事故の具体的事例について
 - ・ 当面の検討課題について
- ・ 第3回検討会（平成26年11月17日）
 - 議事 ・ 中間取りまとめ（案）について

【中間取りまとめ（平成26年11月28日）】

- ・ 第4回検討会（平成27年3月6日）
 - 議事 ・ 今後の検討スケジュール及び検討課題について
- ・ 第5回検討会（平成27年5月12日）
 - 議事 ・ 「赤ちゃんの急死を考える会」からのヒアリングについて
 - ・ 今後の検討課題について
- ・ 第6回検討会（平成27年7月13日）
 - 議事 ・ 今後の検討課題について

- ・第7回検討会（平成27年10月27日）
 - 議事 ・ガイドライン・マニュアルの策定について
 - 調査研究事業進捗状況報告
 - 保育関係者ヒアリング
 - ・事故の検証の在り方について
- ・第8回検討会（平成27年12月21日）
 - 議事 ・最終取りまとめ（案）について

【最終取りまとめ（平成27年12月21日）】

（２）中間取りまとめの内容

【参考資料3参照】

重大事故の集約範囲・方法・公表の在り方については以下のとおり

報告対象施設・事業者

- ア 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者
 - ・・・確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- イ 地域子ども・子育て支援事業（子どもを預かる事業に限る）
 - ・・・一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業
- ウ 認可を受けていない施設・事業
 - ・・・認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

報告の対象となる重大事故の範囲

国への報告対象とすべき重大事故の範囲については、現行の報告対象である死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故（ ）を含む）

意識不明の事故については、その後の経過に関わらず、事案が生じた時点で報告対象とする。

報告の対象となる重大事故に関する情報の範囲

- ・ 事故報告様式を提示し、記載例を示すこととする。
- ・ また、事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分け、報告期限の目安（ ）を設定することとする。

国への第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とするが、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行う。また、その後、事故発生の要因分析や検証等の結果について、出来次第報告する。

重大事故の集約方法について

認可・確認を受けた施設・事業、延長保育事業・病児保育事業・一時預かり事業については、市町村から都道府県へ報告、認可を受けていない施設・事業については、都道府県へ報告する。それらについて、都道府県から国へ報告を行うこととする。

公表のあり方について

国は、報告のあった事故情報についてデータベース化を行い、個人情報や施設等の名称・所在地を除く情報について、事故の背景が見えるよう、報告を受けてから速やかに公表する。

* 中間取りまとめを踏まえ、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成27年2月16日付内閣府、文部科学省、厚生労働省の3府省連名通知)を地方自治体に通知し、重大事故の情報の国への報告の仕組み等について定めた。また、国によるデータベース公表については、平成27年6月30日より、内閣府子ども・子育て新制度のHP上にて公表を開始した。【参考資料4参照】

* 事故報告の仕組み等については、既に運用が開始されているが、今後の実施状況等を踏まえ、引き続き必要な見直しを行う必要がある。

なお、事故の発生防止(予防)のためのガイドラインや、事故の再発防止のために必要となる事後的な検証のあり方等については、残された課題としてさらに検討を深めることとされていた。

3 . 重大事故の発生防止のための今後の取り組み

(1) 事故の発生防止 (予防) のためのガイドラインの作成

これまで、保育所等での事故防止については、「保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について」(平成25年1月18日付け厚生労働省保育課事務連絡)において、事故が考えられる場所、環境整備、事故防止のために必要な配慮事項等について周知している。【参考資料5参照】

検討会では、この配慮事項等を踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業に対してガイドラインに盛り込むべき骨子について検討を行った。

なお、使いやすいように、施設・事業者向けと地方自治体向けの双方を作成することとする。

ガイドラインの形式と記載内容に関する考え方は以下のとおり。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。)第32条及び第50条において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、事故発生の防止及び発生時の対応に係る取組として指針を整備すること等とされている。

各施設・事業者や自治体においては、このガイドラインを参考に事故発生の防止等に取り組み、それぞれの施設・事業者や自治体ごとの実態に応じて教育・保育等の実施に当たっていく。

施設・事業者向け、地方自治体向けそれぞれについて対応したガイドラインとする。

施設・事業者の職員が短時間でもポイントについて目を通せるような工夫をする。

抽象的な内容ではなく具体例で記載する。(特に事故が起こりやすい場面(食事中、睡眠中、水遊び中)を中心に記載。)

具体的なガイドラインについては、本検討会で議論をした骨子を踏まえ、別途調査研究事業において作成する。

なお、その骨子は以下のとおりである。

施設・事業者向け

- 1 事故発生の未然防止のための取組
 - (1) 安全な保育環境を確保するための配慮点等
 - (2) 職員の資質の向上
 - (3) 緊急時の対応に関する体制の確認
 - (4) 保護者や地域住民等、関係機関との連携
 - (5) 子どもへの安全教育
 - (6) 設備等の安全確保に関するチェックリスト
 - (7) 事故発生の未然防止のための体制整備
- 2 事故の再発防止のための取組
 - (1) 再発防止策の策定
 - (2) 職員への周知徹底

地方自治体向け

- 1 危機管理のための体制
 - (1) 自治体と施設・事業者等との連携
 - (2) 職員の資質向上
 - (3) 都道府県等の指導監査等への対応
- 2 再発防止のための取組
 - (1) 事故の検証
 - (2) 取組事例の紹介
 - (3) 再発防止のための指導監督

(2) 事故発生時の対応マニュアルの作成

事故の発生防止(予防)のためのガイドラインに加え、事故発生時の対応についても重要なため、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業に対して事故発生時の対応マニュアルに盛り込むべき骨子について検討を行った。

ガイドラインと同様に、施設・事業者向けと地方自治体向けの双方を作成する。

マニュアルの形式と記載内容に関する考え方は以下のとおり。

運営基準第 32 条及び第 50 条において、事故発生の防止及び発生時の対応に係る取組として指針を整備すること等とされている。

各施設・事業者や自治体においては、このマニュアルを参考に事故発生時の対応に取り組み、それぞれの施設・事業者や自治体ごとの実態に応じて教育・保育等の実施に当たっていく。

関係者が事故発生後すぐに発生状況を詳細に記録する。

事故後の保育士や子ども・保護者への対応についても記載する。

事故への具体的な対応方法を記載する。

具体的なマニュアルについても、ガイドラインと同様に、調査研究事業において作成する。

なお、その骨子は以下のとおりである。

【本検討会資料（第 7 回）】

施設・事業者向け

事故発生時の対応

- (1) 状況把握及び応急措置
- (2) 関係者への通報
- (3) 事故状況の記録
- (4) 保護者等への対応
- (5) 報道機関への対応
- (6) 事故後の検証

地方自治体向け

事故の発生時の対応

- (1) 施設・事業者への助言・指導等
- (2) 保護者等への対応
- (3) 都道府県への報告（市町村の場合）
- (4) 報道機関への対応
- (5) 事故後の検証

(3) 事故の再発防止のための事後的な検証

これまで、「保育所及び認可外保育施設における事故防止について」(平成25年3月8日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)では、保育所において死亡等の重篤な事故が発生した場合には、市町村において再発防止のために必要な検証を行うよう依頼しているが、具体的な検証の仕方などに言及はされていない。【参考資料6参照】

しかしながら、死亡事故のような重大事例については、事故の発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおいて、子どもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、再発防止に役立てることは極めて重要な取組である。そのため、検証の進め方や体制を整備するための検討を行った。

その結果、検証は都道府県又は市町村において実施し、その検証結果報告を受け、国において、再発防止のための対応策の検討を行うこととする。

刑事事件となった場合の捜査、裁判等に関係する可能性があるため、事故に関する事実調査が困難になりうることに留意が必要である。

地方自治体における検証

ア 基本的な考え方

(ア) 目的

検証は、教育・保育施設等における子どもの死亡事故等について、事実の把握を行い、死亡した・事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するためを行う。

(イ) 実施主体

行政における役割分担(次表参考)を踏まえ、事故の検証の実施主体については、「認可を受けていない施設・事業」における事故に関しては都道府県(指定都市、中核市を含む。)とし、「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」における事故に関しては市町村において、検証を実施する。

なお、市町村が検証を実施する場合には、都道府県が支援を行う。

参考【都道府県と市町村の役割分担】

	都道府県	市町村
特定教育・保育施設	認可	確認
特定地域型保育事業	(給付に対する負担あり)	認可・確認
地域子ども・子育て支援事業	(交付金に対する負担あり)	事業の実施主体
認可を受けていない保育施設・事業	指導監督	

< 都道府県が行う支援の例 >

- ・ 認可外保育施設の検証を行うこととなる都道府県において、あらかじめ検証組織の委員候補者として適当な有識者(例えば、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士(誤嚥等の場合)、各事業に知見のある者(地域子ども・子育て支援事業の場合)等)をリストアップしておき、市町村が現に検証組織を設ける際に、必要に応じ、当該リストの有識者から都道府県が委員を紹介する。
- ・ 都道府県内における検証事例の蓄積を行い、現に検証を行う際に技術的援助を行う。
- ・ 定期的に行っている認可権に基づく指導監査の状況についての情報提供や、当該権限を根拠とした当該事故についての資料収集、事実確認への協力を行う。
- ・ 検証組織について、必要に応じ、オブザーバー参加や共同事務局となるなどの協力を検討する。
- ・ これらを円滑に進めるため、都道府県と市町村の間で、市町村が集まる会議や個別の市町村との連絡会議などにおいて、あらかじめ協議をすることなども考えられる。

(ウ) 検証の対象範囲

死亡事故*の検証については、事例ごとに行う。

(*SIDS(Sudden Infant Death Syndrome:乳幼児突然死症候群)や死因不明とされた事例も、事故発生時の状況等について検証を行う。)

なお、死亡以外の重大事故として国への報告対象となる事例の中で、必要と判断した事例についても実施する。(例:意識不明等)

それ以外の事故やいわゆるヒヤリハット事例等については、各施設・事業者において実施する。

(エ) 検証組織、検証委員の構成

都道府県又は市町村における死亡事故等の検証にあたっては、外部の委員で構成する検証委員会を設置して行う。また、検証委員会における検証に当たっては、必要に応じて関係者の参加を求める。

(オ) 検証委員会の開催

a 死亡事故については、事故発生後速やかに開催する。また、その他の事故については、年間に複数例発生している地域等、随時開催することが困難な場合には、複数例を合わせて開催することができる。

なお、検証については、事故発生の事実把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものではないことを明確にする。

b 検証を行うにあたって、関係者から事例に関する情報の提供を求めるとともに、ヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行うこととし、その情報を基に、関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。あわせて、調査結果に基づき、事故発生前・発生時の状況や発生後の対応等に係る課題を明らかにし、再発防止のために必要な改善策を検討する。

また、プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることができる。公開／非公開の範囲については、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分に協議する。関係者ヒアリングのみ非公開とするなど、「一部非公開」等の取扱いも考えられる。

なお、調査や検証を行う立場にある者に対し、これらの業務に当たって知り得たことについて、業務終了後も含み守秘義務を課すことに留意する。

c 検証を行うに当たっては、保護者や子どもたちの心情に十分配慮しながら行う。

(カ) 報告等

- a 検証委員会は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、都道府県又は市町村に報告する。
- b 都道府県又は市町村は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、検証組織の提言を公表することを原則とするとともに、提言を踏まえた措置の内容及び当該措置の実施状況について、検証委員会に報告する。
- c 検証委員会は、提言に対する都道府県又は市町村の取組状況の報告を基に評価を行い、都道府県又は市町村に報告する。
- d 都道府県又は市町村は、検証委員会の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関、関係者に対し指導を行う。
- e 都道府県又は市町村においては、検証結果について、国に報告する。

イ 具体的な検証の進め方

(ア) 事前準備

a 情報収集

検証の対象事例について、事務局は都道府県又は市町村に提出された事故報告等を通じて、下記の事項に関する情報収集を行う。この場合、事務局は、必要に応じて施設や事業者等からヒアリングを行う。(市町村が実施する場合は都道府県の協力を得て実施する。)

- ・子どもの事故当日の健康状態など、体調に関すること等(事例によっては、家族の健康状態、事故発生の数日前の健康状態、施設や事業を利用開始時の健康状態の情報等)
- ・死亡事故等に至った経緯
- ・都道府県又は市町村の指導監査の状況等
- ・事故予防マニュアルの整備、研修の実施、職員配置等に関すること(ソフト面)
- ・設備、遊具の状況などに関すること(ハード面)
- ・教育・保育が行われていた状況に関すること(環境面)
- ・担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士の状況に関すること(人的面)
- ・事故発生後の対応(施設・事業者/行政)
- ・事故が発生した場所の見取り図、写真、ビデオ等

b 資料準備

- ・ 「a 情報収集」で収集した情報に基づき、事実関係を時系列にまとめ、上記の内容を含む「事例の概要」を作成する。「事例の概要」には、その後、明らかになった事実を随時追記していき、基礎資料とする。
- ・ 各施設又は事業所の職員体制等に関する以下の内容を含む資料を作成する。
 - * 当該各施設又は事業所の組織図
 - * 職種別職員数
 - * 利用子ども数
 - * クラス編成等の教育・保育体制等
 - * その他必要な資料
- ・ 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。
- ・ その他(検証組織の設置要綱、委員名簿、報道記事等)の資料を準備する。

(イ) 事例の内容把握

会議初回には、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の内容を以下の項目に留意し、把握する。

a 確認事項

- ・ 検証の目的
- ・ 検証方法（関係者ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・課題の抽出、提案事項の検討、報告書の作成等）
- ・ 検証スケジュール

b 事例の内容把握

- ・ 事前に収集された情報から事例の概要を把握する。
- ・ 疑問点や不明な点を整理する。

(ウ) 問題点・課題の抽出

事例の事実関係が明確になった段階で、それを基に、なぜ検証対象の死亡事故等が発生してしまったのか、事例が発生した背景、対応方法、組織の体制、その他の問題点・課題を抽出し、再発防止につなげる。抽出の過程で、さらに事実関係を明確化する必要がある場合、事務局又は検証組織によるヒアリングや現地調査等を実施する。

この作業を徹底して行うことが、その後の具体的な提言につながることから、特に時間をかけて検討を行うとともに、検討に当たっては、客観的な事実、データに基づき建設的な議論が期待される。

(エ) 検証委員会における提言

事例が発生した背景、対応方法、組織上の問題等、抽出された問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、具体的な対策を講ずべき主体ごとに提言を行う。

なお、各施設・事業者の対応など早急に改善策を講じる必要がある場合、検証の経過において、まず早急に講ずべき改善策について提言を行うことができる。

その際、提言を受けた者は、本提案を受けてできるだけ早急に具体的な措置を講じる。

(オ) 報告書

報告書の作成については、以下のとおりとする。

- a 報告書に盛り込むべき下記内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。盛り込むべき内容例としては、次のものが考えられる。
 - ・検証の目的
 - ・検証の方法
 - ・事例の概要
 - ・明らかとなった問題点や課題
 - ・問題点や課題に対する提案（提言）
 - ・今後の課題
 - ・会議開催経過
 - ・検証組織の委員名簿
 - ・参考資料
- b 報告書の内容を検討、精査する。
- c 検証組織は報告書を都道府県又は市町村に提出する。

公表については、以下のとおりとする。

各施設又は事業所における死亡事故等の検証を行うことは、その後の事故の再発防止に密接に関連するものであり、事故に遭った子どもや保護者の意向にも配慮しつつ、原則として検証結果は公表すべきである。公表にあたっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシーの保護について十分配慮する。なお、公表の際には国に報告書を提出する。

提言の実施状況については、以下のとおりとする。

都道府県又は市町村及び各施設・事業者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講じるとともに講じた措置及びその実施状況について適時適切に点検・評価する。

国における再発防止策の検討・提言

地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策を、国において検討することとし、検討に当たっては、国に有識者で構成する会議（以下「有識者会議」という。）を設ける。有識者会議は原則公開とするが、個人情報に該当するもの等を議論するときには、座長が認める場合、非公開とする。

国において具体的には以下の取組を実施する。

ア 事故報告に基づく集計・傾向分析等

- ・ 前年に国に報告された事故（1月～12月分）について、国において集計を行い、傾向分析等を実施した上で公表する。
- ・ 傾向分析等については、公表された事故情報データベースを活用し、有識者会議において、事故の傾向や留意すべき点等を議論する。

イ 事故報告に基づく再発防止に係る教訓の提言

- ・ 国に報告された死亡事例のうち、地方自治体による検証報告が行われた事例を整理した上で、概要を作成する。
- ・ 概要の作成に当たっては、有識者会議において、事例の選定について検討した上で、当該検証報告から導き出される再発防止として教訓とすべき点を提言する。
- ・ 提言を踏まえ、地方自治体、施設・事業者等に周知することにより、類似の事故の発生防止に役立てる。

ウ 事故報告、事故情報データベースの見直し

- ・ ア及びイを実施した結果等を踏まえ、事故報告や事故情報データベースの改善すべき事項について、有識者会議において、随時提言する。

エ 事故の発生防止（予防）のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルの見直し

- ・ ア及びイで把握した、事故の傾向や留意すべき点、地方自治体による検証報告において、教訓とすべき点等を踏まえ、有識者会議において検討し、必要に応じて、予防ガイドライン、対応マニュアルの見直しを行う。

(4) 事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方

事故の発生・再発防止に資するよう、国、都道府県、市町村における指導監督や助言などの役割分担等について検討を行った。

特定教育・保育施設等は、国が定めた運営基準を参酌して各市町村が条例にて定めた基準に従って、教育・保育を行うこととなっている。この基準では事故発生の防止及び発生時の対応についても定められている。

市町村は、子ども・子育て支援法の規定に基づいて、運営基準が遵守されているか、指導監査を行うことができるとされているが、重大事故の発生・再発防止の観点からは、法律に基づく指導監査の効果的な運用等が必要である。

これらを踏まえ、以下の取組を行うべきである。

特定教育・保育施設、地域型保育事業に対する指導監査について、重大事故が発生した場合、または、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じる恐れが認められる場合は、事前通告なく実施することが適当な場合も考えられる。あわせて、事故の発生・再発防止に対する日常的な指導の充実も必要である。これらの点について、国から市町村に対し、必要に応じて、事前通告なく指導監査等を行うことが可能である旨を周知する。なお、日常的な指導については、通常教育・保育の実施に支障を及ぼさない範囲で行うことや、私立幼稚園については建学の精神に基づく特色ある教育活動が行われていることを踏まえた対応が必要であることに十分留意する。

また、保育所や認可外保育施設については、「児童福祉行政指導監査実施要綱」や「認可外保育施設指導監督の指針」により指導を実施してきたが、指導監督体制の強化のため、重大事故が発生した場合、または児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合は、都道府県等による特別指導監査、特別立入調査を実施すること、また、この場合においては、必要に応じて事前通告なく実施するこ

とが可能であることをより明確にする、という指摘を踏まえた改正をする。

【参考資料 7 , 8 参照】

4 おわりに

教育・保育施設等において、重大事故を未然に防止することを念頭に、様々な方策について議論を重ねてきた。

この議論の取りまとめを踏まえて、国は、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策を検討するため有識者会議を設置し、具体的な取組を行うとともに、予防ガイドライン及び対応マニュアルを早急に作成し、周知することとする。あわせて、予防ガイドライン及び対応マニュアルについては、今後、実際に施設・事業者や地方自治体が運用していく状況を踏まえ、引き続き見直しを行うこととする。

今後、地方自治体においては死亡事故等に係る検証が実施され、国においてはその検証報告等を踏まえ、有識者会議において再発防止策の検討がされることとなるが、こうした事後的な検証に係る地方自治体及び国の取組について、現在は法令上の規定はないため、今般、本取りまとめを受けて、地方自治体及び国の具体的な取組状況を踏まえ、必要と判断される際には、法令等の整備など更なる実効性のある取組を検討していく必要がある。

既に運用を開始している事故報告等についても、運用上改善すべき点があることを踏まえ、改正を検討していくことが必要である。

【参考資料】

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第 32 条（平成 26 年内閣府令第 39 号）
- 2 教育・保育施設等における重大事故の再発防止に関する検討会の開催について（平成 26 年 9 月 8 日）
- 3 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会中間取りまとめ（平成 26 年 11 月 28 日）
- 4 平成 27 年 2 月 16 日付け府政共生 96 号、26 初幼教第 30 号、雇児保発 0216 第 1 号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」
- 5 平成 25 年 1 月 18 日付け事務連絡「保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について」
- 6 平成 25 年 3 月 8 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育所及び認可外保育施設における事故防止について」
- 7 平成 12 年 4 月 25 日付け児発第 471 号「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」
- 8 平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の別紙「認可外保育施設指導監督の指針」、「認可外保育施設指導監督基準」

- 特定教育・保育施設及び特定地域主担保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）抜粋

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十二条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第32条の規定は、同第50条において、特定地域型保育事業について準用

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会の開催について

平成 26 年 9 月 8 日
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
決 定
平成 27 年 4 月 1 日 一部改定

1 趣旨

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

その上で、施設・事業者による対応のみならず、特に重大な事故についてのプライバシーに配慮した情報の集約、類似の事例が発生することを防止する観点からの当該事故情報の公表、分析・フィードバック(周知)、事故再発防止のための支援や指導監督などに関する行政の取組の在り方等について検討するため、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(以下「検討会」という。)を開催することとする。

2 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置く。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

検討会の庶務は、文部科学省初等中等教育局幼児教育課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課の協力を得て、内閣府子ども・子育て本部において処理する。

4 その他

- (1) 検討会は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、内閣府子ども・子育て本部、文部科学省初等中等教育局幼児教育課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が協議の上、定める。

<別紙>

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 名簿

伊澤 昭治	五反田保育園園長
小原 聖子	ゆったりーの運営委員会代表
栗並 えみ	碧南市認可保育所死亡事故 被害児童の親
櫻井 やえ子	宮城県利府町子育て支援課長
鈴木 道子	NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会会長
田中 哲郎	東京工科大学客員教授
田中 信子	三鷹市子ども政策部子ども育成課保育園管理運営 担当課長
西尾 寿一	東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課長
前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
升田 純	中央大学法科大学院法務研究科教授
宮下 友美恵	静岡豊田幼稚園園長
山中 龍宏	緑園こどもクリニック院長

教育・保育施設等における重大事故
の再発防止策に関する検討会
中間取りまとめについて

平成26年11月28日

1 . 本検討会における検討事項及び本中間取りまとめの位置付けについて

本検討会における検討事項について

子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、その遵守すべき運営に関する基準(以下「運営基準」という。)に基づき、事故の発生、再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講じることとされている。

その上で、運営基準に基づく施設・事業者による対応のみならず、特に重大な事故についてのプライバシーに配慮した情報の集約、類似の事例が発生することを防止する観点からの当該事故情報の公表、分析・フィードバック(周知)、事故再発防止のための支援や指導監督などに関する行政の取組のあり方について検討することが求められている。

現行においては、保育所、認可外保育施設、放課後児童クラブ等について、死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合には、国に報告を行う制度が設けられているが、必ずしも事故の検証や再発防止に役立つ形にはなっていない等の問題点が指摘されているところである。そのため、上記の検討を行うに当たっては、こうした現行制度に係る問題点を踏まえ、施設・事業の透明性を高めつつ、事故の再発防止に資する制度としていく必要がある。

こうした問題意識の下、本検討会では、以下に掲げる大括りの論点及びそれを細分化した具体的検討項目について、検討を行っていくこととしている。

論点1: 重大事故の情報の集約のあり方について、どう考えていくか

論点2: 集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方について、どう考えていくか

論点3: 事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方について、どう考えていくか

< 論点及び具体的検討項目について >

論点	検討項目	検討例
論点1 重大事故の情報の集約のあり方について	集約 (= 行政への報告) の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告の対象となる施設・事業の範囲 ○ 報告の対象となる重大事故の範囲 ○ 報告の対象となる重大事故に関する情報の範囲 (項目)
	集約方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告の集約先 ○ 報告様式
論点2 集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方について	その公表のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公表することとした場合のルール、方法
	分析・フィードバックのあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既に集約している情報を中心とするデータベース化 ○ 事故の発生防止 (予防) のためのガイドライン
論点3 事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方について	事故の再発防止の事後的な検証のあり方 事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止のために必要な事後的な検証のあり方 ○ 国、都道府県、市町村の役割分担等

中間取りまとめの位置付けについて

これらの論点は互いに関連するものであり、まとめて検討を行った上で一定の結論を出すことが望ましいが、平成27年4月に新制度の施行を控える中、制度運用に当たって最低限必要なルールを「当面の課題」と位置付け、重大事故情報の集約の範囲・方法、集約した情報の公表等を中心に検討を行い、今般、当該部分について方向性の取りまとめを行った。

なお、本中間取りまとめ後には、残された課題である重大事故の発生防止のためのガイドラインや、事故の再発防止のために必要となる事後的な検証のあり方について検討することとしている。その際、上記に述べたとおり、これら3つの論点は互いに密接に関連するものであることから、今回取りまとめた内容についても必要に応じ見直しを図り、充実させていくことが適当である。

2 . 当面の検討課題について、各論点の検討の視点及び対応方針

以下、本検討会で当面の検討課題として検討を行った各論点について、検討の視点及び対応方針を整理し提示する。

論点1 : 重大事故の情報の集約のあり方について

集約（＝行政への報告）の範囲について

イ) 報告の対象となる施設・事業の範囲

【検討の視点】

運営基準において事故発生時の報告を求めている特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者については対象となる。

その上で、現行の取扱いを踏まえ、現行で対象となっている施設・事業及び運営基準で対象となる施設・事業に加え、就学前の子どもを預かる施設・事業()を対象とすることについて、どう考えるか。

認可外の居宅訪問型保育事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業

特に、対象児童のうち、死亡事故が多い0～2歳児を預かる施設・事業について、どう考えるか。

なお、他の論点(報告の対象となる範囲、報告事項、集約の方法等)についても、これらの施設・事業のうち特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、認可外の居宅訪問型保育事業、延長保育事業、病児保育事業及び一時預かり事業の取扱いを検討することとしてはどうか。

【参考: 現行の取扱い】

以下の施設・事業について、事故が発生した際、報告を求めている。

- 保育所及び認可外保育施設
- 放課後児童クラブ
- ファミリーサポートセンター事業

< 主なご意見 >

- ・ 現行で対象となっている施設・事業及び運営基準で対象となる施設・事業に加え、就学前の子どもを預かる施設・事業も対象とすべき。
- ・ 保護者の視点からは、利用する施設によって子どもの安全面に違いが出ないように、子どもを預かる制度全体として考えるべき。

対応方針

・ 子ども・子育て支援新制度における

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者

- ・・・確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子ども・子育て支援法に基づく確認を受けない幼稚園については、学校保健安全法に基づき、小・中・高校と同様の危険等発生時の対応等が図られている。本検討会のとりまとめや「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議等における検討も踏まえ、引き続き安全体制の充実を図る。

地域子ども・子育て支援事業（子どもを預かる事業に限る）（ ）

- ・・・一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業

放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業については、対象児童の年齢や保育内容等が異なることから、本検討会のとりまとめに準じて対応する。

認可を受けていない施設・事業

- ・・・認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

を報告の対象とする。

ロ) 報告の対象となる重大事故の範囲

【検討の視点】

重大事故の再発防止を進めていく観点から、報告の対象となる事故の範囲について、どう考えるか。

【参考: 現行の取扱い】

死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等を対象としている。

< 主なご意見 >

- ・ 現行同様、死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等がよい。
- ・ 医療機関を受診した事故まで報告をもらったほうがよい。
- ・ 意識不明の事故については、治療に要する期間にかかわらず報告をもらったほうがよい。
- ・ 骨折は頻繁に起こり、死亡等とは性質が異なることから、治療に要する期間ではなく、負傷の内容によって考えてはどうか。
- ・ 最近は顔のひっかきなどでも通院し、件数も多くなっている。医療機関を受診した事故すべてを報告するのは、いかななものかと思う。
- ・ 医療機関を受診した事故は多岐にわたるので、小さい事故については詳細な報告は不要だが、件数くらいは把握してほしい。
- ・ 絶対報告しなくてはならない事故と任意で報告を求めるものの2つに分けてもよいのではないか。
- ・ 医療機関を受診した事故まですべて報告を求めるのは現実的にも難しく、事務等が煩雑となるのではないか。
- ・ 事故の例示について示した方が、現場ではわかりやすいのではないか。
- ・ 国、自治体のそれぞれの役割を考えて、報告対象を考えてはどうか。
- ・ 都道府県に危機管理を担当する職員を配置し、基礎自治体をフォローする仕組みとしてはどうか。

対応方針

- ・国への報告対象とすべき重大事故の範囲については、現行の報告対象である死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故（ ）を含む。）等とする。また、これらの事故の例示を示すこととする。

意識不明の事故については、その後の経過に関わらず、事案が生じた時点で報告対象とする。

- ・事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を經由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

八)報告の対象となる重大事故に関する情報の範囲(項目)

【検討の視点】

現行の取扱いを踏まえ、その範囲についてどう考えていくか。

現行の報告様式に定める事項について、追加又は削除すべきものがあるか。特に、行政指導の状況や、当該事故に関し特徴的な事項(同種の事故の再発防止に資する事項)の報告を求めることについて、どう考えるか。その他、効果的・効率的に報告等の仕組みを運用する観点から、どう考えるか。

重大事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分けることについて、どう考えるか。また、報告期限について目安を設定することについてどう考えるか。

事故の検証との関係で、どのように考えるか。

【参考:現行の取扱い】

事故が発生した際、以下の情報等を記した上で、報告を求めている。

- 事業者に関する情報(認可・認可外の別、施設名、所在地、設置者、入所児童数、保育従事者数、保育室等の面積等)
- 被災児童に関する情報(児童年齢・性別、入所年月日、病状・死因等(既往症)、病院名等)
- 事故発生時の状況に関する情報(発生日時、発生時の体制、発生時の児童の様子、発生状況、発生後の対応等) 等

< 主なご意見 >

- 事故予防・安全面等の研修の実施状況、事故の発生要因(どうして起きたのか。防げなかった因子等)も報告することとしてはどうか。
- 再発防止策を検証する観点から、要因分析を報告することとしてはどうか。
- 行政の指導監査の状況も報告することとしてはどうか。
- 各保育士が事故当日に発生状況を詳細に記録することを求めてはどうか。
- 事故発生時の状況図を報告することとしてはどうか。
- 職員の経験年数、正規・非正規の別、有資格者・無資格者の別も報告することとしてはどうか。
- 当該事故に関し特徴的な事項として報告をもらう際、SHELシステム(ソフト面、ハード面、環境面、人的要素)の視点を入れて報告することとしてはどうか。
- 報告期限について、速やかにではなく、目安の日にちを設定してはどうか。

対応方針

- ・ 事故報告様式については、別紙 1 のとおりとする。また、記載例を示すこととする。
- ・ また、事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分け、報告期限の目安（ ）を設定することとする。

国への第 1 報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第 2 報は原則 1 ヶ月以内程度とするが、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行う。また、その後、事故発生の要因分析や検証等の結果について、でき次第報告する。

集約方法について

イ) 報告の集約先

【検討の視点】

子ども・子育て支援法に基づく確認制度(運営基準)は市町村が運営することから、事故が発生した際には、市町村に対して報告するよう求めているが、現行の取扱いとの関係、情報の効率的な集約等との関係を踏まえ、報告をどのようなルートでどこに集約するか。

現行では、法令上の仕組みはないが、保育所から市町村(指定都市・中核市を除く。)になされた報告については都道府県を通じて、保育所から指定都市・中核市になされた報告及び認可外保育施設からなされた報告については報告のあった都道府県・指定都市・中核市から、国に集約されている。新制度においては、認可施設()は、法令(運営基準)上、市町村に報告することとなる(認可外保育施設については、法令上の仕組みはない)。これらを踏まえ、報告及び集約の方法についてどう考えるか。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

重大事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分けることについて、どう考えるか。また、報告期限について目安を設定することについてどう考えるか。(再掲)

消費者安全法において、重大事故等が発生した場合には、直ちに消費者庁へ通知することとなっているが、通知ルートについてどう考えるか。

【参考:現行の取扱い】

保育所において事故が発生した場合は市町村に対し、認可外保育施設において事故が発生した場合は都道府県・指定都市・中核市に対し、報告するよう求めている。

* 放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター事業は市町村事業であることから、市町村から都道府県に対し報告するよう求めている。

* 最終的には都道府県等から国に対して報告するよう求めている。

ロ) 報告様式

【検討の視点】

現行の取扱いを踏まえ、統一的な報告様式を定めることとするか。

現行の報告様式に定める事項について、追加又は削除すべきものがあるか。特に、行政指導の状況や、当該事故に関し特徴的な事項(同種の事故の再発防止に資する事項)の報告を求めることについて、どう考えるか。その他、効果的・効率的に報告等の仕組みを運用する観点から、どう考えるか。(論点1 八の再掲)

事故が発生した場合は「速やかに」報告することとされているが、その後の状況の変化等にどのように対応するか。

【参考: 現行の取扱い】

上記 八に掲げる事項を記載する報告様式を定めている。

< 主なご意見 >

- ・ 保育士一人ひとりが事故発生後すぐに記録する様式を定め、それをもとに行政が詳細調査を行い、事故概要をとりまとめる報告様式とするべき。
- ・ 事故情報は、消費者安全法に基づくものを含め様々な機関が集約しているが、集約する情報の内容等、うまく一本化されていないのではないか。

対応方針

- ・ 認可・確認を受けた施設・事業、延長保育事業・病児保育事業・一時預かり事業については市町村から都道府県へ報告、認可を受けていない施設・事業については都道府県へ報告する。それらについて、都道府県から国へ報告を行うこととする。
- ・ また、事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分け、報告期限の目安()を設定することとする。

国への第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1ヶ月以内程度とするが、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行う。また、その後、事故発生の要因分析や検証等の結果について、でき次第報告する。(再掲)

- ・ 消費者安全法に基づく重大事故等の消費者庁への通知については、直ちに通知することとされている。施設・事業者から報告を受けた市町村・都道府県は、第1報の時点で、消費者庁へ通知を行うこととする。
事故の報告範囲について、消費者庁への通知範囲には、所管府省への事故報告範囲に加え、これらの事故を発生させるおそれがあるものも含まれることに留意
- ・ 報告様式については、別紙1のとおりとする。また、記載例を示すこととする。（再掲）
- ・ なお、関係者が事故発生後すぐに発生状況を詳細に記録することについては、事故の再発防止のための事後的な検証のあり方の検討の際に検討する。

論点2：集約した情報の公表、分析・フィードバックのあり方について

公表のあり方について

イ) 公表に関するルール、方法

【検討の視点】

下記 のデータベース化とともに、検討することが必要ではないか。

個別事案の公表については、重大事故の再発防止の観点と情報公開・個人情報保護の観点の双方を踏まえ、報告された事項のうちどの項目を公表することが適当か。

【参考：現行の取扱い】

国においては、毎年、事故件数等を公表しており、個別事案については、情報公開制度に則って対応している。地方自治体においても、事案に応じて個別に報道発表している。

分析・フィードバックのあり方について

イ) 既に集約している情報を中心とするデータベース化

【検討の視点】

論点1 イにおける対象となる施設・事業とも関連して、上記のデータベースに含まれていない施設・事業については、データベース化や公表のあり方について検討することが必要ではないか。(上記 イの公表に関するルール、方法とも関連)

報告される情報の項目、個別事案の公表の取扱いのほか、日本スポーツ振興センターの学校事故事例検索データベースの公表内容等を踏まえ、集約した情報のデータベース化について、どのような対応とすることが適当か。

【参考：現行の取扱い】

日本スポーツ振興センターの学校事故事例検索データベースでは、死亡・障害の別・種類、性別、発生場所、発生状況等を公表している。

< 主なご意見 >

- ・ 事故の再発防止の観点から、報告を受けた事項のうち、個人情報や施設等の名称・所在地を除く情報についてすべて公表することが必要ではないか。
- ・ 日本小児科学会の傷害速報のような事例の公表が必要ではないか。
- ・ 個別事例の公表については、市町村において公表し、国では全体のまとめと事故防止のための分析結果を公表することとしてはどうか。
- ・ 日本スポーツ振興センター等の事故情報データベースとの連携についてどう考えるか。
- ・ 重大事故は検証、骨折などを除く治療に要する期間が30日以上を負傷は事故の背景や防げなかった要因、それ以外のものは件数、という形でデータベース化することが考えられる。
- ・ 児童虐待の検証制度と同様、自治体の検証結果を国にて収集・分析して公表するべき。また、詳細結果の公表とともに、現場ですぐに使える形式での公表・データベース化をするべき。

対応方針

- ・ 国は、報告のあった事故情報についてデータベース化を行い、個人情報や施設等の名称・所在地を除く情報について、事故の背景が見えるよう、報告を受けてから速やかにホームページで公表する。
- ・ データベースのイメージについては、別紙2のとおり。
- ・ 都道府県・市町村は、報告のあった事故について事案に応じて公表を行うとともに、防げなかった要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供する。また、再発防止策についての好事例は、国へ情報提供する。
- ・ 検証結果の公表については、事故の再発防止のための事後的な検証のあり方の検討の際に検討する。

3 . 残された検討課題に係る各論点の検討の視点

以下の論点は年明け以降に改めて検討することとしているが、これまでの議論において示された検討の視点を整理し提示する。

□) 事故の発生防止(予防)のためのガイドライン

【次回以降の検討会に向けての視点】

「保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について」(平成25年1月18日付け事務連絡)において、事故が考えられる場所、環境整備、事故防止のために必要な配慮事項等について周知している。

この配慮事項等を踏まえ、特定教育・保育施設、地域型保育事業、認可外保育施設等を通じたガイドラインの作成等を検討することが必要ではないか。

事故の発生防止については、事故発生直後の対応が重要。上記ガイドラインの作成に加え、事故発生時の対応マニュアルについて、重点的に検討することとしてはどうか。

< 主なご意見 >

- ・ 毎年同じように起こる事故については、その原因となるものの規制が必要ではないか。
- ・ 施設・市町村における事故対応マニュアルを整備すべきではないか。
- ・ 平常時は質向上の指導、事故発生時には速やかに事故後の対応にあたるための専門職員を各自治体に配置するべき。

論点3 : 事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方について

事故の再発防止のための事後的な検証のあり方について

【次回以降の検討会に向けての視点】

他の制度の動向も参考にしながら、検討することが必要ではないか。

(例)

運輸安全委員会、消費者安全調査委員会、医療事故調査・支援センター

事故の検証については、

- ・ 国への報告対象となる重大事故・・・都道府県又は市町村において実施(都道府県・市町村の役割については今後検討)し、国においては自治体の検証結果を踏まえ全国的な傾向の分析等の検証を実施(死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要)
 - ・ 重大事故以外の事故・・・都道府県又は市町村(都道府県・市町村の役割については今後検討)において、必要と認められる場合に実施
 - ・ ヒヤリハット事例・・・各施設・事業者において実施
- について行うこととしてはどうか。

【参考: 現行の取扱い】

「保育所及び認可外保育施設における事故防止について」(平成25年3月8日付け通知)により、保育所において死亡事故等の重篤な事故が発生した場合には、市町村において再発防止のための検証を行うよう周知・依頼している。

児童虐待による死亡事例等に関しては、事故を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行うことを目的とする専門委員会が設置され、具体的な改善策が提言されている。

事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方について

【次回以降の検討会に向けての視点】

事故の発生・再発防止のための指導監督や助言など、国、都道府県、市町村の役割分担等について検討が必要ではないか。

< 主なご意見 >

- ・ 事故の発生に際して、実際に何が起こったかが分からない場合が多く、正確性を担保するためにプール・食事中・睡眠中などの事故の多い場面については、ビデオによるモニタリングが必要ではないか。
- ・ 検証に関する国・自治体・施設等の役割分担の在り方については、国においては、事例の集約を行い、全国的な傾向を分析し、課題を明らかにする、都道府県においては、個別事例を総合的に検証し、再発防止策を検討する、市町村においては、検証作業に参加・協力することとすべき。
- ・ 児童虐待の検証制度と同様、国・自治体双方に重大事例の分析の責務を法令において規定すべき。併せて、重大事故の検証に関する役割分担や検証方法を示すガイドラインを策定すべき。
- ・ 事故の検証委員会については、事故発生後、なるべく早期に置き、専門家などの外部委員により構成されるべき。
- ・ 事故後の保育士や保護者へのフォローの視点も必要ではないか。
- ・ 新制度の導入に際し、保育事業への多様な主体の参入が想定される(事前規制から事後規制への転換)中、自治体による施設・事業者等の指導監督体制の強化は不可欠と考えられる。
- ・ 指導監督体制の強化のため、「児童福祉行政指導監査実施要綱」について改める必要があるのではないか。

府政共生96号
26初幼教第30号
雇児保発0216第1号
平成27年2月16日

各都道府県私立学校主管部（局）長
各都道府県民生主管部（局）長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市民生主管部（局）長
殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（少子化対策担当）

長 田 浩 志



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
淵 上



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
朝 川 知 昭



(印影印刷)

特定教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

国においては、上記施設・事業者による事故の対応のみならず、特に重大な事故についてのプライバシーに配慮した情報の集約、類似の事例が発生することを防止する観点からの当該事故情報の公表、分析・フィードバック（周知）、事故再発防止のための支援や指導監督などに関する行政の取組の在り方等について、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、検討を重ねたところ、今般、重大事故の情報の国への集約の在り方等については、検討会の中間取りまとめ（別紙参照）を踏まえ、平成 27 年 4 月 1 日より下記の取扱いとすることとしたので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）及び施設・事業者に対する周知をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成 22 年 1 月 19 日雇児保発 0119 第 1 号）は本通知の施行に伴い廃止する。

記

1. 報告の対象となる施設・事業の範囲

- ・ 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）
- ・ 特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）
- ・ 地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業及び病児保育事業に限る。以下同じ。）
- ・ 認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業

2. 報告の対象となる重大事故の範囲

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）により、事故が発生した場合には速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行う必要があることに留意すること。

3. 報告様式

別紙 1 のとおり

4．報告期限

国への第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。

5．報告のルート

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び地域子ども・子育て支援事業

施設又は事業者から市町村（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告することとし、都道府県は国へ報告を行うこととする。

認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

施設又は事業者から都道府県（指定都市及び中核市の区域内に所在する施設又は事業者については、当該指定都市又は中核市。）へ報告することとし、都道府県は国へ報告を行うこととする。

別紙2参照

6．国の報告先

特定教育・保育施設等について

- ・特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園）については内閣府
- ・特定教育・保育施設（幼稚園型認定こども園及び幼稚園）については文部科学省
- ・特定教育・保育施設（保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び保育所）、特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）並びに認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業については厚生労働省

へ報告を行うこと。

地域子ども・子育て支援事業について

- ・幼保連携型認定こども園で実施する場合については内閣府
- ・幼稚園型認定こども園、幼稚園で実施する場合については文部科学省
- ・それ以外の場合については厚生労働省

なお、施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、内閣府、文部科学省又は厚生労働省への報告に加え、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく報告）を行うこと。

内閣府 子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL：03-6257-1468（内線38350）

FAX：03-3581-2521

(園の教育活動中の事故について)

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課

スポーツ・青少年局 参事官(体育・青少年スポーツ担当)付

TEL: 03 - 5253 - 4111 (内線3136)

FAX: 03 - 6734 - 3736

(その他、通園中や園における製品に関する事故、園の安全管理に関する事故について)

文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課

TEL: 03 - 5253 - 4111 (内線2917)

FAX: 03 - 6734 - 3794

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課

TEL: 03 - 5253 - 1111 (内線7947)

FAX: 03 - 3595 - 2674

消費者庁 消費者安全課

TEL: 03 - 3507 - 9201

FAX: 03 - 3507 - 9290

7. 公表等

都道府県・市町村は、報告のあった事故について事案に応じて公表を行うとともに、防げなかった要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。また、再発防止策についての好事例は内閣府、文部科学省又は厚生労働省へそれぞれ情報提供すること。

なお、6により報告いただいた情報については、全体として内閣府において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別添】

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

- ・事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

各

都道府県
指定都市
中核市

 保育所・認可外保育施設指導担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について

保育所における事故防止については、かねてより「児童福祉施設における事故防止について」(昭和 46 年 7 月 31 日児発第 418 号厚生省児童家庭局長通知)により、事故防止の徹底をしていただいているところですが、平成 24 年に報告のあった「死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」の件数は 145 件(うち死亡事例 18 件)ありました。(参考:平成 25 年 1 月 18 日発表「保育施設における事故報告集計」)

子どもの安全確保は、日々の保育の基本であり、特に死亡事故はあってはならないものです。各都道府県・指定都市・中核市の保育所及び認可外保育施設指導担当者におかれては、保育所及び認可外保育施設において重篤な事故が発生することのなきよう、別紙 1 を参考に一層の指導の徹底をお願いいたします。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、実施している災害共済給付業務で得た保育所等で発生した死亡・障害事故について、その発生場所や発生状況等が検索できるデータベースを整備しています。蓄積された事故情報を活用した研究成果についても毎年公表されていますので、事故防止にご活用ください。

<http://jpnsport.go.jp/anzen/> (4 月以降: <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>)

なお、保育所および認可外保育施設における事故については、「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」(平成 22 年 1 月 19 日雇児保発 0119 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)により、報告をお願いしているところです。

今般、提出された報告様式の記載漏れや添付書類の不備が見受けられるため、報告様式作成時の留意事項を別紙 2 のとおりまとめましたので、ご留意のうえ、報告をお願いします。

【照会先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課在宅保育係

TEL : 03-5253-1111 (内線 7947)

保育所等における事故防止のための指導事項について

1. 基本原理

子どもの生命の保持及び安全の確保は保育所等の責務であり、保育所保育指針の趣旨を踏まえ、事故防止・安全対策を講じること。その際、保育所保育指針解説書及び保育所における自己評価ガイドラインに示されている「子どもの健康及び安全」に関する事項を踏まえ、全職員の共通理解・共通認識の下、日々継続的に取り組むこと。

2. 事故防止の方法

施設長や管理者が中心となり、事故予防や発生時における体制を確立・強化すること。

【日常の安全管理】

乳幼児の発達の特性や発達過程を踏まえ、子どもの行動や予想される事故等を見通し、事故防止マニュアルや安全点検表を作成して、日々及び定期的に施設内外の点検を行い、安全の確保を図ること。

入所（利用）初期や体調不良が見られるときは、特に十分な観察と注意をすること。入所（利用）に際して、子どもの生活リズム・特性・健康状態などを保護者と話し合い、子どもの状態を把握すること。

【事故防止のための職員のスキルアップや関係機関との連携】

子どもの思いがけない行動、あと一歩で事故になるところだったという事例（インシデント）過去に発生した事故を記録し、事故を誘発する原因を一つひとつ明確に洗い出し分析することで、事故予防対策に活用すること。また、こうした事例を職員間で共有し、職員の安全意識を高めること。

地域や保育所間で、子どもの健康・安全に関わる情報等を共有するとともに、講習や研修を通して、事故防止や子どもの急変を発見した際の応急処置や救急蘇生法のスキルアップを図ること。

市町村の支援の下に、日頃から地域の医療機関等との連携を図り、必要な協力が得られるようにすること。

事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間で共有するとともに、定期的な訓練を実施すること。なお、避難訓練は消防署をはじめ、近隣の地域住民や家庭との連携のもとに行うこと。

3. 事故防止の観点

各保育所において、以下の例を参考としながら事故防止の観点を明らかにする表を作成することが望ましい。

子どもの年齢・発達とそれに伴う危険及び配慮点を明らかにする。（ ）

保育室、園庭、トイレや廊下などにおける危険及び配慮点を明らかにする（ ）

子どもの遊びや活動に伴う危険及び配慮点を明らかにする（ ）

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮点
例 0 歳 か ら 1 歳	<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠時の窒息(布団がかかるとよだれかけ等のひもが絡まる等) ・吐乳による窒息 ・小さなものや異物の誤飲 ・ベッドや椅子等からの転倒転落 ・ドアなどに手をはさむ ・少量の水で溺れる。 ・低温火傷や脱水症 (・乳幼児突然死症候群SIDS) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝具とその周辺の点検 ・玩具・用具の点検(大きさ、素材、破損状態、清潔・安定感等) ・転んだときに二次的なケガにならない環境設定 ・水まわりの点検 等	<ul style="list-style-type: none"> ・常に子どもを確認 ・睡眠時の観察・点検 ・仰向けに寝かせる ・すぐに支えられる位置にいる。 ・子どもや保育士の足下に十分気をつける ・洗面器、たらい、流し等の水をためない等の配慮 ・ミルクや沐浴の湯等の温度調節と確認 等

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮点
例 保 育 室	<ul style="list-style-type: none"> ・地震などによる家具等の転倒 ・机や棚の角に頭や体をぶつける ・引き出しやドアに手をはさむ ・誤飲による窒息 ・破損した玩具によるケガ ・子ども同士がぶつかる ・ガラスによるケガ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒防止装置 ・必要に応じて、ガード等による工夫 ・誤飲しやすいものがないかの点検 ・子どもの視線・動線を考慮した環境設定 ・シールなどを貼り、ガラスの存在が分かるよう工夫 等	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の安全点検と環境整備 ・子ども一人一人の居場所や他の保育士等の位置を把握 ・遊具や用具の取り扱い方を繰り返し子どもに伝えるとともに管理する(特にハサミ、ひも類、箸、歯ブラシ等) 等
例 園 庭	<ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具からの転倒・転落 ・子ども同士の接触や衝突 ・段差や障害物につまずいての転倒 ・蜂や毛虫による被害 ・水たまりや洗い桶などでの窒息 ・プール遊びでの事故 等	<ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具とその周辺の点検 ・遊ぶ際の服装確認 ・遊びや活動の仕切りやスペースの確保 ・虫などの被害防止 ・水まわりの点検 ・プールの安全管理 等	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び方やそのルールを丁寧に伝え、守れるようにする ・遊具に引っかかりやすい形状の服装(フード、マフラーなど)は避ける ・季節に応じた対策を講じる ・子どもの人数確認を行う ・水遊びの手順と役割分担を徹底する。 等

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮
例 散歩	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・路上での転倒 ・公園の遊具などでの転倒・転落 ・動植物によるケガや被害 (蜂にさされる、犬にかまれる、草にかぶれる、動物の糞等) ・日射病・熱射病 ・空き缶や落ちていた物を拾って口にする等 	<ul style="list-style-type: none"> ・引率者、人数などの十分な体制 ・散歩経路や散歩先の公園等の状況把握 ・動植物に関する知識や対処の仕方の把握 ・帽子をかぶる ・救急用品 等	<ul style="list-style-type: none"> ・人数確認・安全確認 ・保育士等の位置や子どもへの注意の促し ・交通ルールを伝える ・遊ぶ場所や遊具の安全確認 ・遊びのルールや遊ぶ範囲を確認し守るようにする。 ・子どもの体調の変化等に留意。水分補給する。 等
例 給食	<ul style="list-style-type: none"> ・咀嚼・嚥下が不十分であることによる窒息 ・食事の内容が子どもの発達に合っていないことによる窒息 ・誤飲・誤食(アレルギー児等) ・フォークや箸などによる事故 ・椅子からの転倒 ・配膳時、鍋の汁物がこぼれ火傷する等 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に合った食事内容(大きさ・固さ) ・誤飲誤食を防ぐための表示やトレー ・配膳環境も含めた食事環境の整備 等	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと視線を合わせ食事を進め、しっかり飲み込んだかを確認。食べ物を一度に口に入れすぎないようにする。 ・栄養士等の食事の作り手も含め、職員間で食事内容に危険性はないか(子どもの発達にあった内容か、窒息の危険性はないか等)確認する。 ・アレルギー対応の把握 ・配置、動線への配慮 等

報告様式作成の留意事項

報告は「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成 22 年 1 月 19 日雇児保発 0119 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）で示した様式で提出すること。

死亡事故の場合は、事故発生を把握した時点で保育課宛に第一報を連絡願いたい。また、第一報として事故の詳細が判明する前に報告様式を提出した場合は、事故の詳細が判明次第、改めて報告様式一式を提出すること。なお、死亡事故に関わらず事故に関して立入調査を実施した場合は、調査結果についても提供願いたい。

「入所児童数」「保育従事者数」は、事故発生時の施設全体の児童数・従事者数を記載すること。

事故発生時の児童数等が不明な場合は、届出等による児童数等を記載し、「届出時（年月時点）の人数を記載」と事故発生時の児童数等ではないことを欄外に明記すること。

「病状・死因等」に、調査中（または捜査中）と記載した場合は、調査の結果等が判明次第、保育課に連絡すること。

様式に記載されているとおり、直近の指導監査の状況を添付すること。

報告は、「死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」について提出を求めているため、30 日以上を負傷等を全て報告するのではなく、30 日以上を負傷等のうち重篤な事故のみを報告すること。

保育所及び認可外保育施設 事故報告様式（例）

	認可・認可外		年 月 日				
	自治体名	県 市		施設名	保育園		
事故発生時の施設 全体の入所児童数 を記載	所在地	市 山 1 - 2 - 2		開設(認可)年月日	年 月 日		
	設置者	法人 会		代表者名			
	入所児童数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳以上	計
事故発生時の施設 全体の従事者数を 記載	保育従事者数	名		うち保育士	名		
	うち常勤保育従事者	名		うち常勤保育士	名		
	保育室等の面積	乳児室	m ² ・ほふく室	m ² ・保育室	m ² ・遊戯室		m ²
	事故発生日時	年 月 日		時 分頃			
睡眠中の事故は、 うつぶせ等の体勢 を必ず記載	児童年齢・性別	歳・ ヶ月 男 児		入所年月日	年 月 日		
	病状・死因等 (既往症)	溺死 既往症：気管支系の疾患			病院名	市立 総合病院	
	発生時の体制	3 歳児 18 名		保育従事者	3 名(保育士 2 名)		
児童の所属クラス の体制(従事者数 等)を記載	発見時の 児童の様子	水深30cm位の足洗い用のたらいに俯せで発見。顔は青白いが、水を吐いた後、息はあった。(通常、足を洗ったら即座に水をすてるところがそのままの状態であった)					
	発生状況	時間	内 容				
	(当日登園時から の健康状況、発生 後の処置を含め、 可能な限り詳細に 記入)	8:00	母親に連れられて登園、微熱があるので薬を預かる				
		8:15	保育室内でブロック遊び				
		8:30	確認：ブロック遊び				
		8:40	他の児童と保育室を出てホールへ				
		8:50	確認：鬼ごっこ				
		9:00	散歩の準備				
		9:10	3歳児18名、保育従事者3名で散歩へ出発 2列に整列し、先頭と最後尾に保育士、中間に保育従事者				
		9:30	目的地の林に到着(虫探しなど)				
		10:30	2列に整列し園へ				
		10:50	園庭に到着 人数確認				
		10:55	4、5歳児と合流し、園庭で遊ぶ 1名の保育士はケガをした児童の治療 残りの保育士と保育従事者が園庭で観察				
		11:15	当該児童が居ないのに気づく				
		11:20	足洗い用のたらいで児童を発見 救急車を呼びながら人工呼吸				
	11:30	救急車到着 市立 総合病院へ搬送					
	12:50	搬送先の病院で死亡確認					
	発生後の対応 (報道発表予定)	15時すぎ 警察による事情聴取 事故翌日17日 市が事故報告の記者会見実施(別紙公表資料参照) 保育所において保護者への説明会実施					

直近の指導監査の
状況を添付

発生状況欄は適宜広げて記載してください。なお、直近の指導監査の状況報告があれば添付し、施設の基本情報等そちらに記載があるものは様式内の記載を省略可。

雇児保発 0308 第 1 号

平成 25 年 3 月 8 日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

保育所及び認可外保育施設における事故防止について

保育所及び認可外保育施設における事故防止については、かねてより「児童福祉施設における事故防止について」(昭和 46 年 7 月 31 日児発第 418 号厚生省児童家庭局長通知)及び、「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」(平成 22 年 1 月 19 日雇児保発 0119 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)により、事故防止の徹底と当課への報告を求めているところであり、平成 24 年には 18 件の死亡事故が当課に報告されている。この件数は、平成 22 年以降増加する傾向にある。

保育所等において死亡事故等の重篤な事故が発生した場合には、上記の通知に基づき、保育所から市町村(特別区を含む。以下同じ。)への報告、認可外保育施設から都道府県への報告がなされているところであるが、上記の状況を踏まえ、事故の状況を的確に把握し、効果的な事故防止対策を実施するために、事故発生時の保育所等からの報告が速やかに行われるよう一層の指導をお願いする。

また、保育所において死亡事故等の重篤な事故が発生した場合には、保育の実行者である市町村において、再発防止のための必要な検証が行われるよう、管内市町村への周知を図りたい。

参考資料7

児 発 第 4 7 1 号
平成12年4月25日

【第1次改正】平成15年4月1日 雇児発第0401010号
【第2次改正】平成21年4月1日 雇児発第0401002号
【第3次改正】平成23年9月30日 雇児発0930第11号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省児童家庭局長

児童福祉行政指導監査の実施について（通知）

児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。

については、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を改め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管内児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（雇用均等・児童家庭局所管施設及び里親をいう。以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いする。

なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。

おって、平成10年3月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成10年3月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。

- 1 児童相談所及び都道府県の設置する福祉事務所に対する指導監査については、都道府県の監査委員事務局等監査を担当する部局との協力等の下に、児童福祉行政が適正に執行されるようこの通知の定めるところに準じて実施するようお願いする。
- 2 福祉事務所等に指導監査の権限を委任している都道府県においては、指導監査の統一の実施を確保するため監査の実施方針、実施方法及び監査項目等について当該委任機関に対し指導の徹底を図るとともに、十分な連携の下での指導監査をお願いする。

児童福祉行政指導監査実施要綱

1 指導監査の目的

指導監査は、都道府県知事が児童福祉行政の実施機関における児童福祉施設の措置費等についての事務処理状況及び児童扶養手当の支給事務処理状況並びに児童福祉施設についての最低基準等の実施状況が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

2 用語の意義

この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。

- (1) 「都道府県」には指定都市、中核市及び児童相談所設置市を、「都道府県知事」には指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を、それぞれ含むものとする。
- (2) 「児童福祉施設」とは、雇用均等・児童家庭局所管施設、小規模型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者及び里親をいう。
- (3) 「措置費等」とは、児童入所施設措置費及び保育所運営費負担金をいう。
- (4) 「入所施設」とは、児童福祉施設のうち保育所を除く施設をいう。
- (5) 「実施機関」とは、児童福祉法第22条から第24条までに定める助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施を行う市町村並びに児童扶養手当法による児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。

3 指導監査の方針

- (1) 児童福祉施設の措置費等についての実施機関に対する指導監査は、当該事務の執行が適正に行われているか否かにつき実施するものであるが、併せてこれと密接に関連する当該実施機関の組織・機構、施設入所関係事務、措置費等の関連予算の編成・執行及びその他の事務処理状況等行政全般にわたる状況についても把握するよう努めること。
- (2) 児童福祉施設に対する指導監査は、入所者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般にわたって総合的に実施するとともに、施設が民間施設である場合は、当該施設の財政的基盤の状況等についても把握すること。
前記の実施に当たっては、児童福祉施設がその種別、歴史的沿革、立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力をも勘案し、形式的、画一的指導にならないよう留意すること。
特に、保育所において、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)の遵守状況に関する指導監査を行うに当たっては、取組の結果のみに着目するのではなく、取組の過程(保育実践及びその振り返り、自己評価の取組等)についても尊重する必要があることに留意すること。
- (3) 児童扶養手当支給事務についての指導監査は、市町村における手当に係る認定請求及び諸届等の受理、審査、進達等の処理状況が適正か否かにつき実施するものである。

4 指導監査の対象

指導監査は、市町村並びに児童福祉施設の他、必要に応じ児童相談所、福祉事務所等についても対象とすること。

5 指導監査の方式及び回数

指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分けて次により実施すること。

(1) 一般指導監査は、次のアからエによること。

ア 実施機関（児童福祉法第22条から第24条までに定める助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施機関）及び措置費等の指導監査については年1回以上の実地監査を行うこと。

イ 実施機関（児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村）の指導監査については、2年に1回以上の実地監査を行うこと。

ウ 児童福祉施設については、児童福祉法施行令第38条の規定により年1回以上の実地検査を行うこと。

実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的な実施方法を併用して差し支えないこと。

また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと。

エ 民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配意すること。

(2) 特別指導監査は、問題を有する実施機関及び児童福祉施設を対象に必要な応じて特定の事項について実施すること。

6 指導監査の実施計画の策定

(1) 指導監査の実施計画は、毎年度当初に策定すること。

(2) 指導監査実施計画を策定するに当たっては、行政運営の方針、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的实施について十分留意すること。

(3) 指導監査の実施時期については、その監査の対象となる実施機関及び児童福祉施設における諸般の事情等を考慮して決定すること。

7 指導監査班の編成

(1) 指導監査班は、必要に応じて指導監査事項の区分ごとに関係法令及び関係指導指針について十分な知識及び経験を有する者2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は原則として係長以上の職にある者とする。

(2) 児童扶養手当支給事務の指導監査に当たっては児童福祉施設等の指導監査事項と区分して指導監査班を編成すること。

(3) 児童福祉施設の入所者の処遇内容の指導に当たっては、必要に応じて次のア～ウのいずれかの者を参加させる等により適切な指導が可能となる体制を整えること。

ア 児童福祉施設の所掌に当たる技術指導職員

イ 児童福祉施設職員（元児童福祉施設職員を含む。）

ウ その他児童福祉施設内の入所者の処遇について知見を有する者

8 指導監査の事前準備

(1) 指導監査の実施に当たっては、その対象となる者に対し、その期日、指導監査職員の氏名その他必要な事項を特別な場合を除き事前に通知すること。

(2) 指導監査職員は、前回の監査結果の問題点その他必要とする事項について事前に検討を加え、指導監査の実効を期すること。

(3) 指導監査に必要な資料（自主点検表又は自己評価等を徴することとしている場合は、それを含む。）は、あらかじめ整備を行わせること。なお、提出資料等については、過重なものとならないよう配慮し必要なものに限ること。

(4) 児童扶養手当支給事務の指導監査において、受給資格者等に対する実地調査に当たる職員には、児童扶養手当受給資格調査員証をあらかじめ交付しておくこと。

9 指導監査事項

指導監査は、実施機関及び児童福祉施設に対しては、別紙1「児童福祉行政指導監査事項」に、児童扶養手当支給事務に当たる市町村に対しては、別紙2「児童扶養手当支給事務指導監査事項」に準拠して実施すること。

10 指導監査実施上の留意事項

(1) 指導監査は、公正不偏に指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮すること。

(2) 指導監査の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。

(3) 指導監査の結果、問題点を認めたときは、できる限りその発生原因の究明を行うよう努めること。

11 指導監査結果の措置

(1) 講評及び指示等

指導監査職員は、指導監査終了後、幹部及び関係職員の出席を求めて講評及び必要な助言・勧告又は指示を行うこと。

ただし、人事等特に幹部のみに講評を行うことを相当とする事項については、その者に対し別途講評及び助言・勧告又は指示を行うこと。

(2) 指導監査の復命

指導監査職員は、帰庁後速やかに指導監査結果について復命書を作成し、かつ、これに指導監査職員の所見及び現地における意見、要望等を付して都道府県知事に提出するものとする。

(3) 指導監査結果の検討及び措置

指導監査結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する監査の対象となった実施機関及び児童福祉施設又は都道府県が採るべき措置を具体的に決定して、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置をとること。

(4) 指導監査結果の指示及び確認

ア 指導監査結果の指示は、前項の検討に基づき、必要な事項の内容及び改善方法を具体的に文書をもって速やかに行うこと。

イ 指示事項に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほか、重要事項については必要に応じてその改善状況等を確認するために特別指導監査等の措置を採ること。

ウ 指導監査において繰り返し是正措置を採るよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては、必要に応じて法令等に基づく処分を行うこと。

別紙1 児童福祉行政指導監査事項

1 市町村児童福祉行政指導監査事項

主眼事項	着 眼 点
<p>第1 児童福祉行政事務処理体制</p>	<p>児童福祉行政主管課の業務体制が適切か。 ア 児童福祉行政主管課の業務処理体制が適切か。 イ 内部組織相互間における連携がとられているか。 ウ 児童福祉施設に対する指導が適切に行われているか。 エ 関係機関等との連携が適切に行われているか。</p>
<p>第2 保育の実施の確保 1 要保育児童の把握状況</p>	<p>(1) 要保育児童(数)等が適切に把握されているか。 ア 保育の実施条例の制定及び運用が適切に行われているか。 イ 保育所等の情報提供の方法、内容等が適切に行われているか。 ウ 学齢前児童及び要保育児童数の把握が適切に行われているか。 (2) 保育所の適正配置等が行われているか。 ア 保育所の配置状況が適切であるか。 イ 定員見直し、統廃合等が適切に行われているか。 ウ 認可外保育所等関連施設の把握が適切に行われているか。 (3) 「保育における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、保育の質の向上に係る行動計画を策定するなど、保育の質の向上に適切に取り組んでいるか。</p>
<p>2 保育の実施事務処理状況</p>	<p>保育の実施事務処理が、適切に行われているか。 ア 保育所入所手続(申込窓口(保育所の代行も含めて)、申込書、申込時期、保育の実施期間、入所承諾書の交付等)が利用者の利便に配慮しているか。 イ 入所申込書の受付から入所決定までの事務処理が迅速に処理されているか。 ウ 希望した保育所への入所のため、入所の円滑化に努めているか。 エ 入所の選考(選考する場合の条件・選考基準の制定・内容・公表)が適正に行われているか。 オ 「保育に欠ける状況」の確認が適正に行われているか。</p>

<p>3 保育所運営費の事務処理状況</p>	<p>カ 待機児童の解消等に向けた適切な対応、低年齢児（0～2歳）の入所状況を適切に把握し、これらに対する対応計画を立案しているか。</p> <p>また、開所・閉所時間、育休・産休明け保育・途中入所等の保育需要に対応しているか。</p> <p>キ 広域入所を行っているか。関係市町村との連絡調整等が行われているか。</p> <p>(1) 支弁対象児童の把握等の状況が適切に行われているか。</p> <p>(2) 保育単価の設定、通知等が適切に行われているか。</p> <p>(3) 支弁台帳（総括表、施設表）の記載が適正に行われているか。</p> <p>(4) 運営費の支弁（時期、各種加算費（特に民改費の設定、額の算定等）、額の算定、支払方法等）が適正に行われているか。</p> <p>(5) 同一世帯内の扶養義務者の把握、その課税確認（特に住宅取得控除）、減免の方法が適正に行われているか。</p> <p>(6) 保育料の徴収方法等が適正に行われているか。</p> <p>(7) 運営費の精算（実支出額、支弁額、徴収金基準）が適正に行われているか。</p> <p>(8) 保育児童に関する台帳等の関係書類が適正に整備・保存されているか。</p>
<p>第3 入所施設措置費の事務処理状況</p>	<p>(1) 母子生活支援施設、助産施設への要利用者の実態把握及び利用者（世帯）の入所状況が適正に行われているか。</p> <p>(2) 母子生活支援施設、助産施設への利用者（世帯）の徴収金算定基礎が適正に行われているか。</p> <p>(3) 支弁対象者（世帯）の事務処理が適正に行われているか。</p> <p>ア 入所申込事務（入所申請の受理、調査、判定、指導等）が適正に行われているか。</p> <p>イ 母子保護の実施及び助産の実施の解除、停止、変更等の事務処理が適正に行われているか。</p> <p>(4) 支弁台帳（総括表、施設表）の記載が適正に行われているか。</p> <p>(5) 措置費支弁（時期、額の算定、支払方法等）が適正に行われているか。</p> <p>(6) 同一世帯内の扶養義務者の把握、その課税確認が適正に行われているか。</p> <p>(7) 措置費の積算（実支出額、支弁額、徴収金基準）が適正に行われているか。</p>

2 施設指導監査事項

(1) 社会福祉施設共通事項

主眼事項	着 眼 点
<p>第1 適切な入所者 処遇の確保</p> <p>1 入所者処遇の充 実</p>	<p>施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。</p> <p>施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。</p> <p>ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。</p> <p>また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。</p> <p>イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。</p> <p>(2) 機能訓練が、必要な者に対して適切に行われているか。</p> <p>(3) 適切な給食を提供するよう努められているか。</p> <p>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</p> <p>イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。</p> <p>ウ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。</p> <p>エ 食事の時間は、家族生活に近い時間となっているか。</p> <p>オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。</p> <p>カ 食器類の衛生管理に努めているか。</p> <p>キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p> <p>(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。</p> <p>入所者の入浴又は清拭（しき）は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。</p>

(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。

排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。

(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。

(7) 医学的管理は、適切に行われているか。

ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。

イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)また、個々の入所者の身体状況・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。

(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。

(9) 家族との連携に積極的に努めているか。また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。

(10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。

(11) 実施機関との連携が図られているか。

2 入所者の生活環境等の確保

施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。

ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。

また、障害に応じた配慮がなされているか。

イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。

ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。

3 自立、自活等への支援援助

入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。

第2 社会福祉施設
運営の適正実施
の確保

健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう務めているか。

1 施設の運営管理
体制の確立

(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。

(2) 必要な諸規程は、整備されているか。

管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。

(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。

(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。

(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。

(6) 施設長に適任者が配置されているか。

ア 施設長の資格要件は満たされているか。

イ 施設長は専任者が確保されているか。

施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。

(7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。

(8) 施設設備は、適正に整備されているか。

また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。

(9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。

ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。

イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。

ウ 当期末支払資金残高は、優先的に各種積立金に充てられているか。

エ 当期末支払資金残高及び積立金は、安全確実な方法で管理運用されているか。

また、取り崩し等についての手続きは適正に行われているか。

(10) 高額の当期末支払資金残高等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。

当期末支払資金残高を有している場合は、過大な保有を防止する観点から当該年度の運営費収入の30%以下の保有となっているか。

(11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。

<p>2 必要な職員の確保と職員処遇の充実</p>	<p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p>(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>(3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p>
<p>3 防災対策の充実強化</p>	<p>防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 ウ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p>

(2) 児童福祉施設事項

主眼事項	着 眼 点
<p>第1 適切な入所者支援の確保</p> <p>1 入所者支援の充実</p>	<p>施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。</p> <p>[児童入所施設]</p> <p>(1) 子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。</p> <p>(2) 懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか。</p>

- (3) 個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか。
- (4) 施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか。
- (5) 子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか。
- (6) 個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか。
- (7) 子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか。
- (8) 子どもに係る給付金として支払を受けた金銭の管理が適切に行われているか。

[保育所]

- (1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。
- (2) 入所児童の年齢制限を行っていないか。
- (3) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。
 - ア 保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか。
 - イ 保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。
 - ウ 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。
 - エ 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。
- (4) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。

[共通事項]

- (1) 健康診断の実施、結果の記録及び保管が適切に行われているか。
- (2) 乳幼児突然死症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。
- (3) 給食材料が適切に用意され、保管されているか。

<p>第2 児童福祉施設 運営の適正実施 の確保</p>	<p>(4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。</p> <p>(5) 3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについての配慮がされているか。</p> <p>(6) 食中毒対策が適切に行われているか。</p> <p>(7) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</p> <p>(8) 子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。</p> <p>措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適切に使われているか。</p>
<p>1 施設の運営管理体制の確立</p>	<p>(1) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。</p> <p>(2) 会計経理が適切に行われているか。</p> <p>ア 措置費等の請求金額が適正に行われているか。</p> <p>イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。</p> <p>ウ 利用者負担金(職員給食費等＝共通事項)・(延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料＝保育所)が適正な額となっているか。</p> <p>エ 他の会計間の貸借が適正に行われているか。</p> <p>オ 現金、預金等の保管が適正に行われているか。</p> <p>カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。</p>
<p>2 必要な職員確保と職員処遇の充実</p>	<p>(1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。</p> <p>(2) 労働基準法第24条・第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。</p> <p>(3) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p> <p>ア 職員の計画的な採用に努めているか。</p> <p>イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。</p>
<p>3 防災対策の充実強化</p>	<p>(1) 非常時に対する避難設備(階段、避難器具)が整備され、点検されているか。</p> <p>(2) 防犯について配慮されているか。</p>

別紙2 児童扶養手当支給事務指導監査事項

1 市等監査事項

主眼事項	着 眼 点
1 主管課の業務体制の状況	支給事務に必要な業務体制が取られているか。
2 関係機関等との連携の状況	関係部課、関係機関との連携が図られているか。
3 広報の状況	(1) 制度の広報が十分に行われているか。 (2) 受給者に対し制度（各種届を含む。）周知が十分行われているか。
4 委任機関に対する指導状況	認定事務を行政区等に事務委任している指定都市等においては、国の指導通知及び市内の取扱い水準を統一するための連絡会議、研修会議等が行われているか。
5 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管の状況	認定請求書、現況届等及び関係書類提出受付処理簿、受給資格者台帳等の整理・保管が適切に行われているか。
6 認定請求書の受理状況	(1) 窓口における認定請求書の作成指導が適切に行われているか。 (2) 認定請求書の受理時において添付書類が整備されているか。
7 認定請求書の審査及び認定の状況	(1) 配偶者、子、扶養義務者との身分関係及び生計維持関係等についての事実関係の確認が十分行われているか。 (2) 受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得等の確認が適切に行われているか。 (3) 戸籍担当部門、住民基本台帳担当部門、年金担当部門、施設入所担当部門等関係機関との連携が十分図られているか。 (4) 却下処分は適切に行われているか。

8 現況届の処理状況	(1) 処理状況は的確に行われているか。 (2) 未提出者の取扱いは適正に行われているか。 (3) 時効処理は適切に行われているか。
9 一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務処理の状況	(1) 受給資格者への事前通知は適切に行われているか。 (2) 適用除外事由届出書及び関係書類が提出された場合の事務処理が適切に行われているか。 (3) 適用除外事由届出書及び関係書類が提出されない場合に手続の支援が行われているか。 (4) 一部支給停止措置は適切に行われているか。
10 受給資格喪失者に係る事務処理の状況	(1) 資格喪失届の提出指導が適切に行われているか。 (2) 資格喪失届の審査（資格喪失時点の調査・確認を含む。）が適切に行われているか。
11 債権管理事務処理の状況	(1) 債権管理事務は適正に行われているか。 (2) 債権発生防止に関する対策が行われているか。
12 負担金の支給事務の状況	支出が適切に行われているか。
13 その他	差額追求及び内払調整に基づく減額支給は適切に行われているか。

2 町村監査事項

主眼事項	着 眼 点
1 主管課の業務体制の状況	支給事務に必要な業務体制が取られているか。
2 関係機関等との連携の状況	関係部課、関係機関との連携が図られているか
3 制度の広報の状況	(1) 制度の広報が十分行われているか。 (2) 受給者に対し制度（各種届を含む。）周知が十分行われているか。

4 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管の状況	認定請求書、現況届等及び関係書類提出受付処理簿、受給資格者名簿等の整理・保管が適切に行われているか。
5 認定請求書の受理状況	<ul style="list-style-type: none"> (1) 窓口における認定請求書の作成指導が適切に行われているか。 (2) 認定請求書の受理時において添付書類が整備されているか。
6 認定請求書の審査及び提出の状況	<ul style="list-style-type: none"> (1) 配偶者、子、扶養義務者との身分関係及び生計維持関係等についての事実関係の確認が十分行われているか。 (2) 受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得等の確認が適切に行われているか。 (3) 戸籍担当部門、住民基本台帳担当部門、年金担当部門、施設入所担当部門等関係機関との連携が十分図られているか。 (4) 受理から提出までの事務処理期間が適切か。
7 現況届の処理状況	<ul style="list-style-type: none"> (1) 現況届の受理時における添付書類が整備されているか。 (2) 受給者及び扶養義務者の所得、年金の確認が適切に行われているか。 (3) 未提出者に対する提出指導及び受給資格を喪失していることが公簿等により確認されている者の扱いが適切に行われているか。
8 一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務処理の状況	<ul style="list-style-type: none"> (1) 適用除外事由届出書及び関係書類が提出された場合の事務処理が適切に行われているか。 (2) 適用除外事由届出書及び関係書類が提出されない場合に手続の支援が行われているか。
9 受給資格喪失者に係る事務処理の状況	<ul style="list-style-type: none"> (1) 資格喪失届の提出指導が適切に行われているか。 (2) 資格喪失届の審査（資格喪失時点の確認を含む。）が適切に行われているか。 (3) 資格喪失届の進達処理が適切に行われているか。

参考資料 8

児 発 第 177 号
平成 13 年 3 月 29 日
[最終改正] 雇児発 0401 第 6 号
平成 27 年 4 月 1 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

認可外保育施設に対する指導監督の実施について

保育需要の増加や多様化等への対応については、新エンゼルプラン（平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）等に基づき、保育施策の拡充に御尽力いただいているところである。

ベビーホテル等の認可外保育施設については、昭和56年の児童福祉法の改正により、行政庁の報告徴収及び立入調査の権限が規定され、これらに基づき、指導監督に配意願ってきたところであるが、今般、より効果的な指導監督を図る観点等から、別紙のとおり「認可外保育施設指導監督の指針」及び「指導監督基準」を策定したので、より適切な指導監督が図られるようお願いする。

なお、認可外保育施設、特にベビーホテルの問題は指導監督の問題だけではなく、認可保育所の整備状況や延長保育、夜間保育等の多様な保育サービスの提供と大きくかかわるものであり、特にベビーホテルの多い地域におかれては、地域の保育需要について適切な把握に努めるとともに、その需要に応じた保育施策の推進に御尽力いただきたい。

この通知は、平成13年4月1日から施行し、これに伴い、「無認可保育施設に対する指導監督の実施について（昭和56年7月2日児発第566号厚生省児童家庭局長通知）」及びこれに基づく通知（「認可外保育施設に対する指導監督の強化について（平成12年4月14日児保第18号厚生省児童家庭局保育課長通知）」は、廃止する。

おって、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

〔別紙〕 認可外保育施設指導監督の指針

第1 総則

1 この指針の目的及び趣旨

この指針は、児童福祉法（以下「法」という。）等に基づき、認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順、留意点等を定めるものであること。

なお、本指針は、児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのものであり、別添の認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を満たす認可外保育施設についても児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）を満たすことが望ましいものであること。

2 この指針の対象となる施設

この指針の対象となる施設は、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないものをいい、法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含むものであり、法第59条の2により届出が義務づけられている施設に限られるものでないこと。（法第59条第1項参照）

（留意事項1）幼稚園が行う預かり保育の取扱い

幼稚園が、在園児に対し、教育課程に係る教育時間の終了後に幼稚園教育要領に基づき教育活動を行う活動について、法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業を実施している場合については、児童福祉法等に則り適正に実施されることが求められる。

また、3歳未満児が幼稚園の余裕教室や併設される施設において、法第39条第1項に規定する業務として保育されている場合等のように幼稚園教育要領に基づく活動の範囲を超える活動については、法の対象となるが、幼

稚園所管部局が当該幼稚園に対する指導の一環として指導を行うものである。

(留意事項 2) 教育を目的とする施設の取扱い

幼稚園以外の幼児教育を目的とする施設(法第6条の3第11項の業務を目的とする施設を除く。)については、乳幼児が保育されている実態がある場合は、法の対象となる。なお、乳幼児が保育されている実態があるか否かについては、当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ、判断すべきであるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。

(留意事項 3) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の取扱い

法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の取扱いについては、保育を必要とする乳幼児の居宅で保育を行う事業形態の特殊性にかんがみ、他の事業類型と比較して、より短時間の預かりサービスも含め、本指針の対象となる。

3 指導監督の事項及び方法

(1) 指導監督の事項

指導監督は、指導監督基準に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、行うものであること。ただし、1日に保育する乳幼児が5人以下である小規模な施設であって、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が必要と認めた場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができること。

(留意事項 4) 認可外保育施設については、児童福祉法その他、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの法令の遵守も別途、求められていることにも留意すること。

(2) 指導監督の方法

指導監督は、第2から第6までに定めるところに従って、行うものであること。

4 認可外保育施設の把握

(1) 認可外保育施設の把握

認可外保育施設については、届出の提出を待つだけでなく、管内市区町村の協力を得て、その速やかな把握に努めること。また、消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を職務上把握し得る部局との連携や地域の児童委員を活用することも、その把握のために有効であること。

(留意事項5) 市区町村との協力の例

- ・届出、定期報告の受付、内容確認の依頼
- ・市町村が助成している認可外保育施設の指導監督の状況についての都道府県への情報提供。

(参照条文) 児童福祉法第59条の2の6

都道府県知事は、第59条、第59条の2及び前条に規定する事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(留意事項6) 消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を把握し得る部局等との連携の趣旨

都道府県、保健所を設置する市及び特別区においては、食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員が置かれており、同監視員は、同法第28条第1項に基づき、不特定又は多数の者に食品を供与する施設(認可外保育施設を含む。)の関係者からの必要な報告の徴収及び施設への立入検査の権限が与えられており、また、消防機関も、消防法第4条に基づき、関係者(認可外保育施設の関係者を含む。)に対する資料の提出命令、報告の徴収、施設への立入検査及び関係者への質問の権限が与えられている。

これらの機関との連携を図ることは、効果的な指導監督の実施の観点から有効であること。

(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導

認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や、設置について情報を得た場合には、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、児童福祉法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求めること。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導すること。

様式1及び様式2参照

(留意事項7) 届出制の意義

行政が認可外保育施設の把握を効率的に行い、指導監督の徹底を図るとともに、利用者に施設の情報を適正に伝え、利用者の適切な施設選択を担保することで、利用者の施設選択を通じた悪質な認可外保育施設の排除を図る。

(留意事項8) 届出対象施設

届出の対象となる認可外保育施設は、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とする施設その他の厚生労働省令で定めるものを除く）であって法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）とする。（法第59条の2第1項参照）

届出対象施設は法第59条の都道府県等による指導監督の対象であることに加え、法第59条の2から第59条の2の5により都道府県等への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示及び利用者への書面交付が義務づけられている。

なお、以下の施設は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第59条の指導監督の対象であることはいうまでもない（児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第49条の2）。

1日に保育する乳幼児が5人以下の施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。

（乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。以下～も同じ。）

（その旨が約款やパンフレット等の書面により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として1日6人以上の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象となる。以下～も同じ。）

事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて保育を実施する施設であって、当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児を除き、1日に保育する児童が5人以下であるもの。

事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳

幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体からの委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあって、当該構成員の監護する乳幼児を除き、1日に保育する児童が5人以下であるもの。

施行規則第1条の32の2第1項に規定する組合等(以下において「組合等」という。)がその構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は組合等から委託を受けて当該組合等の構成員の監護する乳幼児を保育する施設にあって、当該顧客の監護する乳幼児を除き、1日に保育する乳幼児が5人以下であるもの。

店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあって、当該顧客の乳幼児を除き、1日に保育する乳幼児が5人以下であるもの。

(例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。)

親族間の預かり合い(設置者の四親等内の親族を対象)

半年を限度として臨時に設置される施設(例：イベント付置施設等)

幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設(同一敷地内等)

(留意事項9)届出事項(施行規則第49条の3)

- ・施設の名称及び所在地(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、主たる事業所の名称及び所在地)
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・事業を開始した年月日
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容(サービスの内容の例：月極保育、一時保育、24時間保育等)
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項(利用料のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金についても届出が必要。)

- ・届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数（一時預かりの乳幼児も含む）
- ・利用定員
- ・届出年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数（当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの一日の勤務延べ時間数を8で除して得た数をいう。以下同じ。）及び勤務の体制
- ・保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額（加入の有無、加入している保険の種類（損害賠償保険・傷害保険・その他）、契約期間、給付対象、補償上限額）
- ・提携する医療機関の名称、所在地、提携内容

(3) 届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置

届出対象施設であるが、開設後1か月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合には、文書により期限を付して届出を行うよう求めること。期限が過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法に基づき、過料事件の手続きを行うこと。

また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様であること。

様式3及び様式4参照

(参照条文) 児童福祉法第62条の4

第59条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

(留意事項10) 過料事件の手続

過料事件の手続きについては、非訟事件手続法第119条～第122条による。

管轄となる、過料に処せられる者の住所地の地方裁判所に過料の対象となることを都道府県等が通知することとなる。

(4) 市町村に対する届出事項の通知

認可外保育施設から届け出があったとき又は届出事項に変更があったとき又は当該施設が休廃止した場合は、当該届け出に係る事項を、当該施設の所在地の市町村長に速やかに通知すること。（児童福祉法第59条の2第3項参照）

第2 通常の指導監督

1 通則

通常の指導監督は、報告徴収及び立入調査により行うこと。

指導監督に当たっては、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を明らかにし、関係者の理解及び協力が得られるよう努めることを旨とするが、保育内容、保育環境等に問題があると認められる又は推定されるにもかかわらず、関係者の理解、協力等が得られない場合には、児童福祉法に基づき厳正に対処すること。

2 報告徴収

(1) 運営状況報告の対象

全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、運営状況の報告を、年1回以上、文書により、回答期限を付して求めること。その際、次のような場合にも報告するよう併せて指示すること。

様式5 参照

事故等が生じた場合の報告（臨時の報告）

当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合は、速やかに報告させること。

様式6 参照

長期滞在児がいる場合の報告（長期滞在児の報告）

当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合は、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等を速やかに報告させること。

様式7 参照

届出事項に変更が生じた場合の報告

届出対象施設については、設置後届け出た事項のうち、省令で定める事項に変更を生じた場合は、変更後1か月以内に報告させること。

（児童福祉法第59条の2第2項参照）

様式8 参照

事業を廃止し、又は休止した場合の報告

届出対象施設については、当該施設を廃止し、又は、休止した場合は、廃止又は休止の日から1か月以内に報告させること。（児童福祉

(留意事項 11) 運営状況報告を徴収することの意義

届出対象施設については、児童福祉法第 59 条の 2 の 5 第 1 項において、都道府県に対し定期報告を行うことを義務づけられているが、届出対象施設以外の施設についても児童福祉法第 59 条により、必要と認める事項の報告を求めることができるものであり、認可外保育施設の指導監督を行うにあたって、施設の状況を把握しておくことが必要であることから運営状況報告を徴収するものである。

(留意事項 12) 長期滞在児がいるとの報告を受けた場合等の取扱い

認可外保育施設に 24 時間かつ週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいるとの報告を受けた場合、報告がなくともその事実が判明した場合若しくはその疑いが強い場合又は当該認可外保育施設に対して事業停止命令若しくは施設閉鎖命令を行う場合等においては、必要に応じて、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、児童委員等の協力を求め、児童及びその家庭の状況等について必要な調査を行い、必要な福祉の措置を講ずること。この場合、他施設への入所措置等について保護者の理解が得られない場合等であっても、継続的に必要な助言又は指導を行っていくこと。

なお、関連施策は、以下のとおりであること。

- ・里親委託、乳児院、児童養護施設等への入所措置（児童福祉法第 27 条）
- ・母子生活支援施設等での母子保護の実施（児童福祉法第 23 条）
- ・保育所（夜間保育所、長時間延長保育実施保育所等）での保育の実施（法第 24 条）又は認定こども園における教育・保育の提供
- ・ベビーホテル問題に対応するための乳児院の活用（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 178 号雇用均等・児童家庭局長通知）
- ・子育て支援短期利用事業の活用（平成 7 年 4 月 3 日児発第 374 号児童家庭局長通知）

(留意事項 13) 届出事項のうち、変更が生じた場合に報告をしなければならない事項（施行規則第 49 条の 4）

- ・施設の名称及び所在地（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、主たる事業所の名称及び所在地）
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地

- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の管理者の氏名及び住所

(留意事項 14) 定期報告事項 (施行規則第 49 条の 7)

- ・施設の名称及び所在地 (法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の設置者については、主たる事業所の名称及び所在地)
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- ・利用定員
- ・報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
- ・保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・その他施設の管理及び運営に関する事項

(2) 運営状況報告がない場合の取扱い

(1) による報告がない場合については、文書により期限を付して求めること。

(3) 特別の報告徴収の対象

当初の届出事項からの変更が認められる場合、運営状況報告の内容に疑義がある場合、臨時の報告又は長期滞在児の報告はないがその事実が判明又は強く疑われる場合、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等行政庁に寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合には、随時、特別に報告を求めること。

なお、この際には、必要に応じて 3 (1) の特別立入調査の実施を考慮すること。

3 立入調査

(1) 立入調査の対象

通常の立入調査の対象

届出対象施設については、年1回以上行うことを原則とすること。届出対象外施設についても、できる限り立入調査を行うよう努力することとし、定期的な立入調査の実施が難しい場合は、市町村の協力を得て、当該施設に訪問するなどして状況を確認すること。

(留意事項 15) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い

認可外保育施設が多数存在し、届出対象施設に対して年1回以上の立入調査を当面行うことができない都道府県等にあつては、対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ないこと。また、相当の長期間経営されている認可外保育施設であつて児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、運営状況報告の徴収は毎年度としつつ立入調査は隔年とする等の取扱いも不適當ではないこと。しかしながら、これらの場合にあつても、ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこと。

(留意事項 16) ベビーホテルとは、認可外保育施設のうち、次のいずれかを常時運営しているものをいうものであること。ただし、ウの「一時預かり」については、都道府県等が確認できた日における利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合をいうものであること。

ア 夜8時以降の保育

イ 宿泊を伴う保育

ウ 一時預かり

特別立入調査の対象

重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合には、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施すること。

事務所への立入調査

認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告徴収をすること。（児童福祉法第59条第1項参照）

(留意事項 17) 事務所に対する立入調査の意義

立入調査については、認可外保育施設への立ち入り及び施設長や保育従事者への聴取を基本とするが、施設側に施設の運営状況等を把握するうえで必要な報告や書類の提出を求めてもこれらがなされない場合や管理者等が質問に対して明確な応答ができない場合においては事務所への立入調査や報告徴収を検討すること。

(参照条文) 法第 61 条の 5 及び第 62 条

第 61 条の 5 正当の理由がないのに、第 29 条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50 万円以下の罰金に処する。

第 62 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一～六 (略)

七 正当の理由がないのに、第 59 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 立入調査の手順

実施計画の策定

立入調査の実施計画は、届出対象施設であるか否かにかかわらず、問題を有すると考えられる施設について重点的に指導ができるように配慮して策定すること。また、策定に当たっては、必要に応じて、消防部局、衛生部局等と施設リストや既実施の立入調査結果の情報交換を行う等の連携を図ることが望ましいこと。

(留意事項 18) 行政情報の提供について

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第 8 条第 2 項においては、他の部局や他の行政機関に対し、業務の遂行に必要な限度において、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し又は提供することが認められており、この趣旨を踏まえれば、法人情報についても所掌事務の遂行に必要な限度で、他の部局や他の行政機関との間で、認可外保育施設に関する行政情報を交換することは差し支えないと考えられ

ること。

(留意事項 19)以下のいずれかに該当する施設は、「問題を有すると考えられる施設」に該当すると考えられること。

- ・著しく保育従事者数が少ないもの、又は著しく有資格者数が少ないもの
- ・著しく施設が狭隘なもの
- ・連続して改善指導を行っているにもかかわらず改善されないもの
- ・著しく低料金又は利用者から苦情や相談が寄せられており不適切な処遇が窺われるもの
- ・管理者や保育従事者が都道府県等が開催する研修会等へ参加していないもの
- ・通常の報告の徴収の指示に対して回答がないもの又は報告内容が空疎なもの
- ・事実発生に関わらず、臨時の報告又は長期滞在児の報告を怠っているもの
- ・設置後の届出義務、設置者の氏名等の掲示義務、利用者に対する書面交付義務等法令に定める義務の履行を怠っているもの

立入調査の指導監督班の編成等

立入調査の指導監督班は、関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者2名以上で編成すること。ただし、やむを得ない場合は、知識と経験を有する者を含む2名以上で編成すること。

また、児童の処遇面で問題を有すると考えられる場合は、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師（准看護師を含む。以下同じ。）、医師等の専門的知識を有する者を加えること。

立入調査により指導監督を行う職員は、身分を証明する証票を携帯すること。また、この証票は、緊急の立入調査等に備え、あらかじめ交付しておくこと。（法第59条第1項参照）

市区町村との連携

立入調査に当たっては、保育の実施主体である市区町村に対し立会いを求める等必要な連携を図ること。（児童福祉法第59条の2の6参照）

(留意事項 20) 市区町村との連携の例

- ・立入調査時に必要に応じ、市区町村保育士、保健師等の同行を求めること。

- ・問題のある施設の継続的な状況の把握及びその指導への協力を求めること。

関係部局との連携

防災上、衛生上の問題等があると考えられる施設については、消防部局、衛生部局等と連携して指導を行うこと。

新規把握施設への対応

年度途中で新規に把握された施設については、実施計画に基づく調査とは別に、速やかに立入調査を行うよう努めること。

(留意事項 21)速やかな立入調査ができない場合の処理

新規に把握された施設に優先して立入調査を行うべき施設が多数存在している場合など、速やかな立入調査を行うことができない場合であっても、立入調査に先立つ施設の訪問等を通じて、設置者又は管理者に対して、関係法令等の理解を促す等の措置を速やかに執ること。

事前通告

立入調査に当たっては、当該施設における帳票等の準備のために、設置者又は管理者に対し、期日を事前通告することを通例とするが、特別立入調査が必要な場合等には、事前通告せずに実施することが適切であること。

(留意事項 22)問題を有すると考えられる施設に対する取扱い

留意事項 18 に掲げる「問題を有すると考えられる施設」については、通常立入調査を実施する場合であっても、事前通告せずに実施することや、事前通告期間を短くするなどの工夫が必要であること。

保育従事者及び保護者からの聴取等

立入調査における調査、質問等は、設置者又は管理者に対して行うことを通例とするが、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取すること。施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は、利用児童の保護者等から事情を聴取すること。また、施設内での虐待が疑われる場合は、利用児童の様子を確認すること。

口頭の助言、指導等

改善指導は文書で行うことを原則としているが、これに先立ち立入調査の際においても、必要と認められる助言、指導等を口頭により行うこと。

指導監督結果の検討

立入調査により行った指導監督の結果については、指導監督担当職員の所見や現地における状況等に基づき、施設の問題点を明らかにした上で、これに対する措置を具体的に決定し、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置を講じること。具体的には、第3から第5までに規定するところによること。

第3 問題を有すると認められる場合の指導監督

1 通則

立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求めると認められる場合は、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図ること。

(留意事項 23)指導監督にあたっては、市区町村や消防部局、衛生部局等の関係部局との連携を図ること。また、施設内で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。

2 改善指導

(1) 改善指導の対象

立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求めると認められる認可外保育施設については、文書により改善指導を行うこと。

(2) 改善指導の手順

改善指導の内容

立入調査実施後概ね1か月以内に、改善されなければ児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告及び同法第59条第4項に基づく公表等の対象となり得ることを示した上で、改善すべき事項を文書により通知すること。

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めること。また、改善に時間を要する事項については、概ね1か月以内に改善計画の提出を求めること。

改善指導結果の確認

改善指導に係る回答又は提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じ、設置者又は管理者に対する出頭要請や施設又は事務所に対する特別立入調査を行うこと。回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても、同様であること。

3 改善勧告

(1) 改善勧告の対象

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、改善指導に止めずに、児童福祉法第 59 条第 3 項に基づく改善勧告を行うこと。

(2) 改善勧告の手順

改善勧告の内容

文書による改善指導における報告期限後(改善指導を経ずに改善勧告を行う場合にあつては立入調査実施後)概ね 1 か月以内に、改善されなければ、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示した上、改善勧告を文書により通知すること。

この場合、概ね 1 か月以内の回答期限を付して文書で報告を求めること。なお、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限(この期限は、3 年以内とすること)を付して移転を勧告すること。

関係機関との調整

改善勧告を行う場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市区町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受け入れ先の確保等について調整を図ること。

確認

改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査を行うこと。回答期限が経過しても報告がない場合についても、

同様であること。

また、必要に応じて改善勧告に対する回答の期限内においても、当該施設の状況の確認に努めること。

(3) 利用者に対する周知及び公表

利用者に対する周知

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する福祉の措置等を講ずる必要があること。

公表

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対し、その内容を通知するとともに、公表するよう要請すること。（児童福祉法第 59 条第 4 項及び第 7 項参照）

第 4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象

改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずること。（児童福祉法第 59 条第 5 項参照）

(留意事項 24) 「事業停止命令」及び「施設閉鎖命令」の意義

- ・「事業停止命令」は、期限を付して又は条件を付して当該認可外保育施設を運営する事業の停止を命ずる行政処分をいうこと。
- ・「施設閉鎖命令」は、施設の閉鎖を命じることにより、将来にわたり当該認可外保育施設を運営する事業を禁止する行政処分をいうこと。

(留意事項 25) 施設内（保育を必要とする者の居宅で保育を行う場合を含む。）で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。この場合にあっても、利用者や地域住民を保護するための周知及び公表等は、

引き続き行うこと。

(2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順

関係機関との調整

事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市区町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受け入れ先の確保等について調整を図ること。

弁明の機会の付与

事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、事前に弁明の機会を付与すること。

様式 12 参照

(留意事項 26) 弁明の機会の付与は、行政手続法第 29 条から第 31 条までに定めるところにより、当該施設の設置者又は管理者に対し、次の事項を書面によって通知して行うこと。

- ・ 予定される命令の内容
- ・ 命令の原因となる事実
- ・ 弁明書の提出先及び提出期限

児童福祉審議会からの意見聴取

弁明書の提出を受けた後又は提出期限を経過した後、速やかに、児童福祉審議会の意見を聴くこと。

事業停止命令又は施設閉鎖命令の発令

児童福祉審議会の意見を聴き速やかに判断した上で、文書により事業停止又は施設閉鎖を命ずること。通常は事業停止命令を先ず検討すべきであるが、改善が期待されずに当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、施設閉鎖命令を発することとする。

様式 13 参照

(参照条文) 法第 61 条の 4

第 46 条第 4 項又は第 59 条第 5 項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、6 月以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

(3) 公表

事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対し通知するとともに、その内容を公表するよう要請すること。（児童福祉法第59条第7項参照）

第5 緊急時の対応

(1) 緊急時の手順

児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、第3及び第4までの手順によらず、文書による改善指導を経ずに改善勧告を行う、改善指導・改善勧告を経ずに事業停止命令若しくは施設閉鎖命令の措置を行うなど、児童の安全の確保を第一に考え、迅速な対応を行うこと。

(2) 緊急時の改善勧告

児童の福祉を確保するため、次の場合は、改善指導を経ることなく、改善勧告を行うこと。

著しく不適正な保育内容や保育環境である場合

著しく利用児童の安全性に問題がある場合

その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

（留意事項 27）上記の から の具体的事例については、以下のとおり想定しているが、これらはあらかじめ児童福祉審議会の意見を聴いて設定し、公表しておくことが望ましい。

- ・「1．保育に従事する者の数及び資格」及び「2．保育室等の構造設備及び面積」に関して、いずれも著しく下回るもの
- ・「1．保育に従事する者の数及び資格」の「（2）保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあつては1人）以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。」に関して、有資格者が1人もいないもの
- ・「4．保育室を2階以上に設ける場合の条件」中「（2）保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと」又は「（3）保育室を4階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。」に関して、口に規定する施設又は設備を有しておらず、かつ、消防法施行令第7条に規定する滑り台、救助袋、緩降機又は避難橋が設置されていないもの
- ・認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生

しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの

(3) 緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令

児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じることができるものであること。

この場合、弁明の機会の付与は事後的に行う必要はなく、また、児童福祉審議会に対しては事後速やかに報告すれば足りること。（児童福祉法第59条第6項参照）

（留意事項 28）行政手続法第13条において、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるときは、弁明の機会の付与を行うことなく不利益処分をすることが可能とされており、また、事後に弁明の機会の付与を行うことは必要とされていないこと。

（留意事項 29）施設の施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。）や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、児童の生命又は安全を確保するために緊急を要する場合に該当すると想定されること。

第6 情報提供

1 市区町村等に対する情報提供

市区町村及び消防部局や衛生部局等との連携により指導監督に当たる必要があるため、法令に定める市区町村への通知事項以外にも、報告徴収及び立入調査等の状況や改善指導を行った後の当該施設の状況等については、適宜、市区町村等に情報の提供を行うこと。

（留意事項 30）法令に定める市区町村への通知事項

- ・改善勧告又は事業停止命令若しくは施設閉鎖命令をした場合、その旨の通知（児童福祉法第59条第7項）
- ・届出があった場合、当該届出に係る事項の通知（児童福祉法第59条の2第3項）
- ・認可外保育施設からの運営状況の報告事項のうち、児童の福祉のため必要と認められる事項の通知（児童福祉法第59条の2の5第2項）

2 一般への情報提供

地域住民に対して、認可外保育施設を担当する窓口について周知するとともに、認可外保育施設の状況についての情報を提供すること。管内市区町村に対しても、同様に地域住民への情報提供を求めること。

(留意事項 31)情報提供に当たっては、以下のことに注意すること。

情報提供の対象施設

情報提供の対象となる施設は、原則、届出対象施設とするが、立入調査等による状況把握ができていない場合など届出対象外の施設についても情報提供に努めること。

情報提供の項目及び方法

インターネットへの掲載や認可外保育施設を担当する窓口での閲覧等により公表事項（施設の名称、所在地、設置者名及び住所、管理者名及び住所、設備の規模・構造、事業開始年月日、開所時間、サービス内容、入所定員、保育従事者数（うち保育士数）、指導監督における指摘事項等）を、同一の項目で同一の形態により提供すること。また、これらの項目の評価方法等を併せて情報提供するよう努めること。なお、施設からの報告をそのまま情報提供するのではなく、立入調査等による事実確認を行った上での情報提供を原則とすること。やむを得ず報告徴収又は立入調査時に無回答又は把握できなかった事項を情報提供する場合は、その旨を記載すること。

また、認可外保育施設が所在する市区町村に対して、地域住民に窓口等で当該認可外保育施設に係る情報提供についての協力を求めることも有効である。

情報の更新

随時に情報を更新する又は立入調査終了時に情報を更新する等、情報の更新方法をあらかじめ明らかにした上で、これを更新すること。

参考情報

指導監督基準、児童福祉施設設備運営基準、家庭的保育事業等設備運営基準等、認可外保育施設に係る情報の提供を行うに当たって参考となる関連情報を併せて提供するとともに、認可外保育施設を選ぶ際の視点などを

示すことが望ましいこと。

(参照条文) 児童福祉法第 59 条の 2 の 5 第 2 項

都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする

第 7 雑則

1 記録の整備

都道府県等は、認可外保育施設ごとに、届け出された事項、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備すること。

2 厚生労働省への報告

第 3 の 3、第 4、第 5 の (2) 又は第 5 の (3) の措置を講じた場合は、厚生労働省に報告されたいこと。

(別添)認可外保育施設指導監督基準

(注) [] の枠外が指導監督基準であり、 [] の枠内がその考え方である。

第1 保育に従事する者の数及び資格

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間(施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間)については、概ね児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。)第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

各施設において児童数が多い11時間(施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間)、即ち、主たる開所時間については、児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。

児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数、

乳児 乳児3人につき保育に従事する者1人

1、2歳児 幼児6人につき保育に従事する者1人

3歳児 幼児20人につき保育に従事する者1人

4歳以上児 幼児30人につき保育に従事する者1人

食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。

児童の数については、月極めの児童等の通常は概ね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。

ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。

短時間勤務の職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算(有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと)して上記の人数を確保することが必要であること。

(2) 保育に従事する者の概ね3分の1(保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人)以上は、保育士又は看護師(准看護師含む。以下同じ。)の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。なお、法第6条の3第11項の業務を目的とする施設にあっては、上記にかかわらず、保育士又は看護師の資格を有する者の配置が望ましい。

(3) 常時、保育に従事する者が、複数、配置されるものであること。1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、保育に従事する者が複数配置されていることが望ましいが、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、(1)を適用しないことができる。なお、この場合であっても、定期的に都道府県等の助言指導を受けることが望ましい。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

(1) 保育することができる乳幼児の数

イ 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。

ロ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

(2) 保育に従事する者は、保育士、看護師又は家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)が配置されることが望ましい。

3 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。

事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。

第2 保育室等の構造設備及び面積

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋(以下「保育室」という。)のほか、調理室及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。
- (3) 乳児(概ね満一歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましいこと。やむを得ず部屋を別にできない場合は、明確な段差やベビー・フェンス等で区画すること。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

- (1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第22条を参照しつつ、乳幼児が適切に保育を行うことができる広さを確保すること。
- (2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えること。

3 共通事項

- (1) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。

乳幼児用ベットの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベットに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。

- (2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室(調理設備を含む。以下同じ。)と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。

便所の数はおおむね幼児20人につき1以上であること。

便所は手洗設備が設けられているだけでなく、衛生面はもとより安全面にも配慮されている必要があること。

調理室は、保育室と簡単に入出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。

第3 非常災害に対する措置

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

児童福祉施設設備運営基準第6条

1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

家庭的保育事業等設備運営基準第7条

1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。

法第6条の3第11項の業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅において行うものであることから本基準を適用しないことができるが、定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。

(1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のイ及びロをいずれも満たさない場合においては、3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

(い)	屋内階段 屋外階段
(ろ)	建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 待避上有効なバルコニー 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段

待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。

バルコニーの床は準耐火構造とする。

バルコニーは十分に外気に開放されていること。

バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。

屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。

その階の保育室の面積の概ね1/8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。

傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。

積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。

人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通ず出入口のある階）と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

(2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。

(い)	建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する屋内特別避難階段 屋外階段
(ろ)	建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段

ハ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合

保育施設の調理室において調理器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

当該建物の保育施設と保育施設以外の用途に供する部分との異種用途の耐火区画については、建築基準法施行令第112条第13項に基づき設置すること。

スプリンクラー設備及びこれに類するもので自動式のものを設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置がされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。

調理器具の種類に応じて適切で有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）を設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置と外部への延焼防止措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）の両措置がなされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。

ダンパー ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置である。

- ニ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- ホ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ヘ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

非常警報器具 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等である。

非常警報設備 非常ベル、自動式サイレン、放送設備等である。

- ト 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

防災物品の表示方法（消防法第8条の3）

消防庁登録者番号
防 炎
登録確認機関名

防火対象物において使用する防災対象物品について、防火対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理がされていることがわかるようにしておく必要があること。

- (3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ（略）

□ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。

(い)	建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段
(ろ)	建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段

排煙設備は、建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限られること。

建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」（昭和44年5月1日建設省告示第1728号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

「その他有効に排煙することができるものと認められるもの」とは、建築基準法施行令第129条の2の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。

なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

4階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第5号)の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。

八 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合

保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

二 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ホ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ヘ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ト 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

第5 保育内容

(1) 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。この場合、各発達区分ごとの保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)を理解することが不可欠であること。

[6 か月未満児]

- ・心身の機能の未熟性を理解したうえ、笑う、泣くという表情の変化や体の動きなどの行動が、乳児の生理的及び心理的な欲求の表現であることに気づき、感性豊かに受け止め、優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

[6 か月から 1 歳 3 か月未満児]

- ・一人一人の生理的及び心理的な欲求に応え、愛情を込めた応答的関わりにより、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助をしているか。

[1 歳 3 か月から 2 歳未満児]

- ・生活空間の広がりとともに自我が芽生える時期であり、自発性を高めるよう応答的に関わるとともに、歩行の確立により、盛んになる探索活動が一人一人十分できるように環境を整えているか。

[2 歳児]

- ・生活に必要な行動が徐々にできるようになるとともに、自我が育つ時期であり、一人一人の気持ちを受け止め、援助しているか。また、模倣やごっこ遊びの中で保育者が仲立ちすることにより、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるようにしているか。

[3 歳児]

- ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であり、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させるように適切に援助しているか。

[4 歳児]

- ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期である。保育者はこのような心の動きを十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むよう努めているか。

[5 歳児]

- ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期である。保育者は、児童の主體的な活動を促すため多様な関わりを持ち、児童の発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助しているか。

[6 歳児]

・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくる。集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなる。遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるよう様々な環境の設定に留意しているか。

イ 乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム(遊び、運動、睡眠等)に十分配慮がなされた保育の計画を定めること。

児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定することが必要であること。

必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の身体の清潔さを保つことが必要であること。

ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実行することが必要であること。

保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。

外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていることが必要であること。

エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、児童にとって重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。

オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要であること。

なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。

(2) 保育従事者の保育姿勢等

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

保育所保育指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、保育従事者の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。

都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。

ウ 児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること。

しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。

専門機関からの助言を要する場合の例

- ・心身の発達に遅れが見られる場合
- ・社会的援助が必要な家庭状況である場合

(3) 保護者との連絡等

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での児童の様子を、施設からは施設での児童の様子を、連絡し合うこと。

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。

ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

第6 給食

(1) 衛生管理の状況

ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

具体的には、次のようなことに配慮することが必要であること。

- ・食器類や哺乳ピンは使用することによく洗い、定期的に煮沸消毒を行うこと。
- ・ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
- ・食事時、食器類や哺乳ピンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。
- ・食品の保存に当たっては、冷蔵庫を利用する等衛生上の配慮を行うこと。

(2) 食事内容等の状況

ア 児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。

イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。

また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。

栄養所要量を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。なお、独自で献立を作成することが困難な場合には、市区町村等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。

家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。

第7 健康管理・安全確保

(1) 児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

登園時の健康状態の観察

毎日、登園の際、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等についての健康状態の観察を行うとともに、保護者から児童の状態の報告を受けること（適切に記載された連絡帳を活用することも考えられる。）が必要であること。

降園時の健康状態の観察

毎日、降園の際も同様の健康状態の観察を行うとともに、保護者へ児童の状態を報告することが必要であること。

(2) 児童の発育チェック

身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

(3) 児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施すること。

直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行うことが必要であること。

医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効であること。

入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知することが必要であること。

(4) 職員の健康診断

ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。

イ 調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。

職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられていること。

(5) 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、最低限備えることが必要であること。

(6) 感染症への対応

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

感染症の疑いがある場合も同様であること。

再登園については、かかりつけ医の「治癒証明」、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面の提出などについて、保護者の協力を求めることも必要であること。

歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

(7) 乳幼児突然死症候群の予防

ア 睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要であること。

ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

(8) 安全確保

ア 児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

イ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安

全管理を図ること。

ウ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。

施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。

施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要であること。

第 8 利用者への情報提供

(1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。

届出対象施設については、以下の内容についての掲示が義務づけられている。（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、書面による提示などの方法が考えられる。）

- ・ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間
- ・ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・ 入所定員
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定

職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの 1 日の勤務延べ時間数を 8 時間で除した数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することも有効である。

（様式 14 参照）

- (2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付しなければならないこと。

届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面交付が義務づけられている。

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。

書面の交付は紙媒体で行う必要があり、情報通信技術の利用による交付事項の伝達によって代替することは認められない。

(様式 15 参照)

- (3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明するよう努めること。

届出対象施設については、当該施設で提供される保育サービスを利用しようとする者から申込みがあった場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることとされている。(児童福祉法第 59 条の 2 の 3)

届出対象外施設であっても、利用料金や保育サービスの内容等をあらかじめ利用予定者に説明し、理解を得たうえでサービスの提供を行うことが望ましい。

第 9 備える帳簿

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

職員に関する帳簿等

- ・ 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等

保育している児童の状況を明らかにする帳簿等

- ・ 在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等

労働基準法等の他法令においても、各事業場ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、保育施設も事業場に該当することから、各保育施設ごとに帳簿等の備え付けが義務づけられている。児童福祉法に基づき都道府県等が行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するとともに、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要である。

（例）

- ・ 労働者名簿（労働基準法第107条）
- ・ 賃金台帳（労働基準法第108条）
- ・ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）